

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール(6か月前ルール)の変更等に係る改定)について

(諮問第3111号)

<目次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	7
3	審査結果	15

参考

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)
- 参照条文

平成31年2月13日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 新 美 育 文 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

平成30年12月7日付け諮問第3111号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定）については、諮問の内容に沿って認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見募集及び再意見募集の結果
 コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール(6か月前ルール)の変更等に係る改定一

〔意見募集期間：平成30年12月8日～翌年1月11日〕
 〔再意見募集期間：平成31年1月17日～同年1月30日〕

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 計2者(法人等:1者、個人:1者)

再意見提出者 計1者(個人:1者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者	再意見提出者
1	個人	個人
2	KDDI株式会社	

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
ーコロナケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定ー

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 今般の改定により、適正かつ公平な仕組みとなり、また、変更後のルールの接続約款への原則明記により透明性が確保されることから、本改定案に賛同。</p> <p>○ 今般の改定により、従来、設備撤去の申請から起算して約6か月分の利用料金相当額を一律に負担していた「6か月前ルール」を見直し、接続事業者が工事着手可能となる日（POI 調査回答日）から、コロナケーション終了日（ただし NTT 東・西の準備作業期間を除く）まで、実際の利用期間に応じて費用を負担することになるとともに、接続事業者が POI を設置してコロナケーションを開始する際に工事申込日から工事完了日までの間に設置申込を撤回した場合における違約金についても、実際にコロナケーションスペース等を留保する期間に応じた負担となることから、適正かつ公平な仕組みとなり、また、今般の変更後のルールが原則として接続約款に明記されることで透明性が確保されることから、本改定案に賛同いたします。</p> <p>これらの結果、接続事業者が局舎等に設置した設備を撤去する際には、早期に撤去を実施しようとするインセンティブが働き、限りあるスペース等が有効に活用されることが期待されます。 (KDDI)</p>		<p>考え方</p> <p>○ 賛同のご意見として承ります。ご指摘のとおり、今般の改定により、コロナケーションルールの公平・透明で効率的な活用が一層図られるものと考えます。</p>	無

(参考)

参 考 意 見	参 考 再 意 見	参 考 意 見 へ の 考 え 方	修 正 の 有 無
<p>参考意見 「コロケーションサービス」の制度には、監督する「総務省側」にも、責任がある。総務省側も、「運用能力及び管理能力」の向上に努めるべき。</p>	<p>再意見 コロケーションサービスの確保については、インセンティブを与えるのではなく、総務省側が、企業側に対し、「ペナルティー（罰則）」等を導入すべき。古い構造の問題を、放置して来た総務省側にも、半分の責任が、有る。</p>	<p>参考意見への考え方 参考意見への考え方</p>	<p>無</p>
<p>○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」での接続業者が各舎等に設置した設備で、「コロケーションサービス（基地局制御におけるサーバー及び交換機の設置）」の制度には、監督する側の「総務省側（国家主権側）」にも、責任があると私は考えます。「総務省（官公庁）」と「財閥企業（大企業）」の癒着での既得権益で、責任問題があると考えます。具体的には、古い構造の設備を「回収（リカバリ）」が出来ない状態で有れば、「トラブルシューティン（修理）からのデバック（改修）」に対して、「回収（リカバリ）」の量が増える事と想定が出来れば、技術的な問題における総務省側の監督にも、「コロケーションサービス（基地局制御におけるサーバー及び交換機の設置の場所）」の制度での責任が、有ると考えます。要約すると、総務省側も、知識及び技能から来る能力を上げ、「運用能力及び管理能力」の向上に、努めるべきです。 (個人)</p>	<p>○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」での「コロケーションサービス（サーバーの設置の場所）」等の問題点では、「5G（第 5 世代）」における「MNO（移動体通信事業者）」の問題に関らず、「MNO（仮想移動体通信事業者）」の参入により、コロケーションサービスの確保では、期間内の撤去での「インセンティブ（目標達成）」の為では無く、MNO 及び NVNO 等が、搬入した「SIP サーバー（基地局制御サーバー）」及び「ISP サーバー（インターネットサーバー）」等の長期間の設置に対し、総務省側が、監督する事で、法令の厳格な規定を示す為に、企業側に対し、「ペナルティー（罰則）」等を導入するべきと、私は考えます。具体的には、通信事業者における免許人の企業側が、長期間に対し、SIP サーバー及び ISP サーバーを設置し、放置する事は、問題点が、無いと思いますが、通信障害を起こし、社会に混乱を招く状態で在れば、総務省側が、企業側の通信事業者の免許人に対し、「ペナルティー（罰則）」等での法令を導入する事が、望ましいと考えます。要約すると、古い構造の問題を、放置して来た総務省側にも、半分の責任が、有ると言う事です。 (個人)</p>	<p>○ 今後の情報通信政策の参考として承ります。総務省においては、今後も継続して接続制度の適正な運用と必要な見直しに取り組みしていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の

接続約款の変更の認可申請の概要

(コロナーション設備の撤去後の費用負担に係るルール (6か月前ルール)の変更等に係る改定等)

本件について電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく認可の申請があった日:平成30年12月3日

申請者:東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

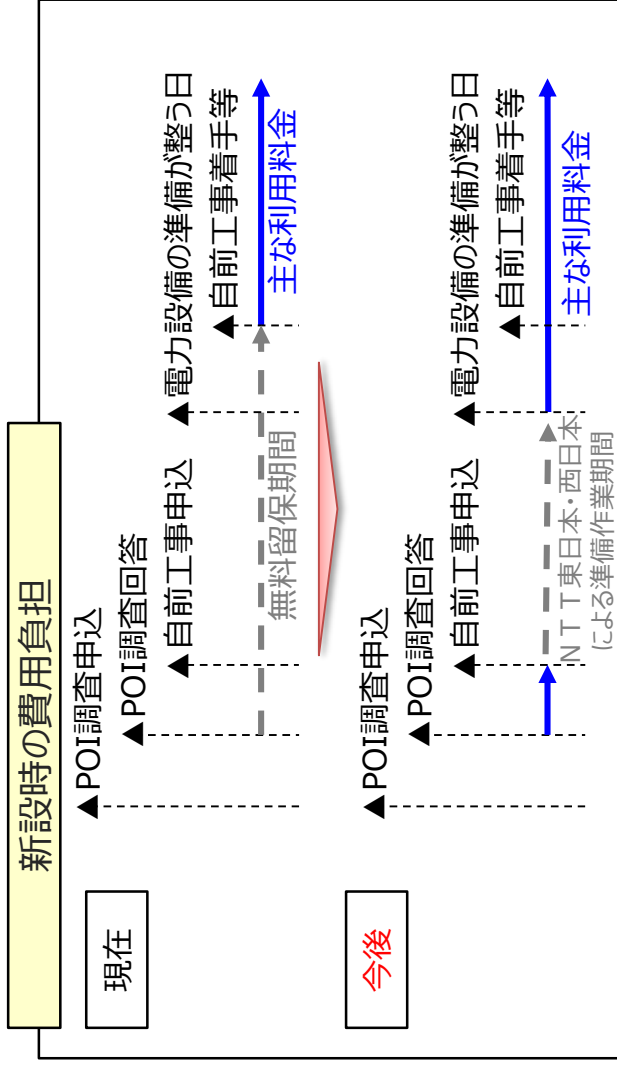
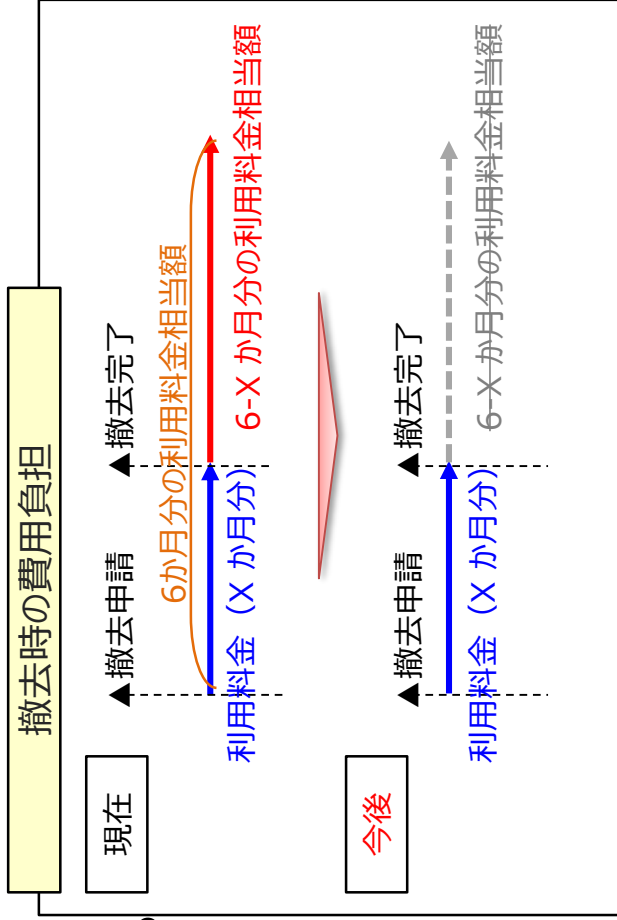
平成31年2月

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課

コロケーション「6か月前ルール」の見直し等(概要)

- 現在、NTT東日本・西日本の局舎等でのコロケーションについて、接続事業者が局舎等に設置した設備を撤去する際に一律6か月分の費用を負担するというルール(関連するルールを含む。以下「6か月前ルール」という。)があるところ、6か月経過前に設備撤去が完了しても6か月分の利用料相当額を負担しなければならぬため費用負担上公平でなく、設備撤去を早く実施しようとするインセンティブも発生しない仕組みとなっている。(「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書で指摘)
- そのため、各接続事業者がその責任で実際にコロケーションスペース等をより早期に確保⇒より多くの負担(例:スペース等をより早期に解放⇒より少ない負担、スペース等をより早期に確保⇒より多くの負担)
- また、「6か月前ルール」の一部は事業者間の取決め(接続約款に基づく契約)を根拠としており接続約款自体に明記されていないが、透明性確保の観点から、変更後のルールは、原則として接続約款に明記することとする。
- 本件は、総務省からNTT東日本・西日本に見直しの検討を要請したもの。(平成29年9月8日付け総基料第162号 記5)



【現時点での想定スケジュール】

1. 12月7日 電気通信事業部に諮問
2. 12月8日～1月11日 第一次意見募集
3. 1月17日～30日(見込み) 第二次意見募集

4. 2月上旬頃 接続委員会で報告書を取りまとめ
5. 2月15日 電気通信事業部会において答申、認可
6. NTT東日本・西日本のシステム開発等の準備が整い次第、実施

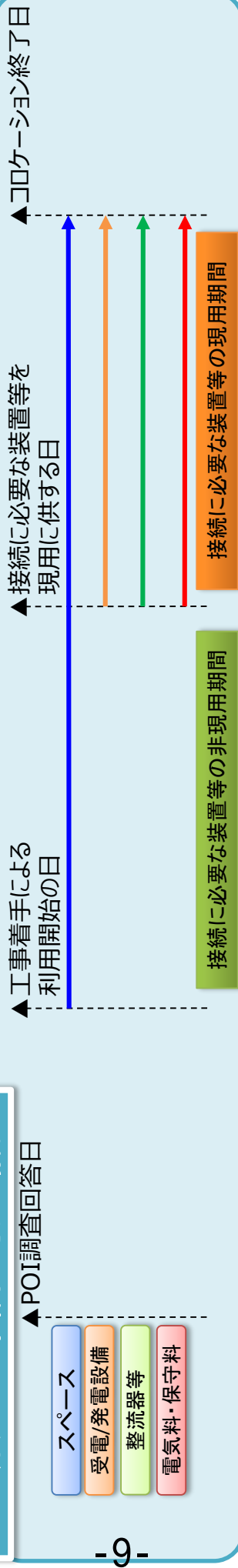
接続約款における主な現行規定

新設時の費用負担

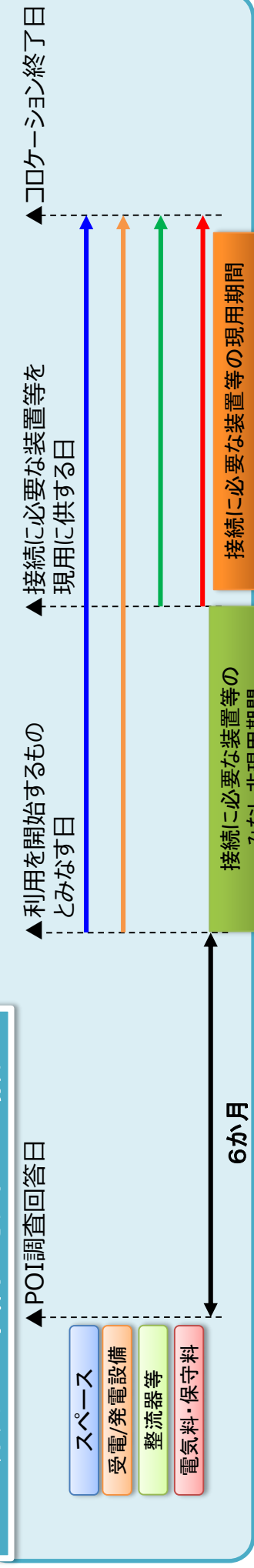
以下の5種類の期日の概念を設けた上で、下図のように、課金期間を規定。

- ① POI調査回答日
(規定上は「第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社(NTT東日本・西日本)が行った日」。この日からスペース留保が開始)
- ② 工事着手による利用開始の日(自前工事の場合及び請負工事の場合の両方)
- ③ 利用を開始するものとみなす日
(スペース及び受電/発電設備は、POI調査回答日から6か月経過しても事業者が工事着手しない場合は、6か月経過した日から利用開始したとみなし、課金開始される。)
- ④ 接続に必要な装置等を現用に供する日
- ⑤ コロケーション終了日 (規定上は「接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日」)

6か月以内に工事着手がされた場合



6か月以内に工事着手がされなかった場合



申込撤回時の費用負担

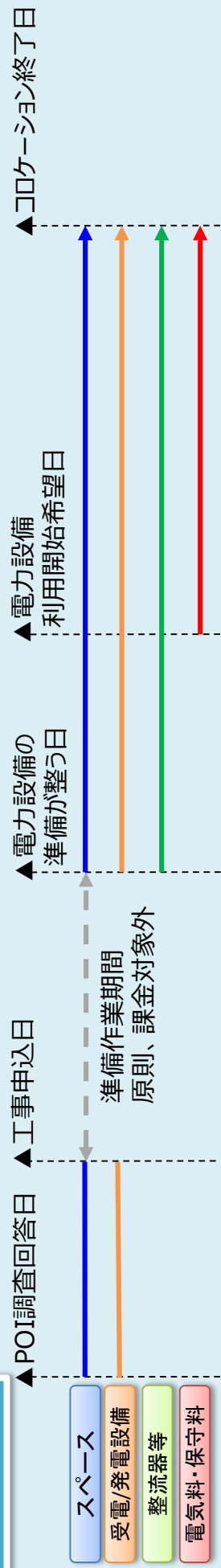
スペース・受電/発電設備以外の設備(整流器等)について※、接続事業者がPOIを設置してコロケーションを開始する際に工事申込日から工事完了日までの間に設置申込を撤回した場合、実際に留保した期間の長さにかかわらず、「転用に要する期間(6.4か月)」分の利用料金相当額の違約金が発生。
 ※スペース・受電/発電設備については、POI調査回答日～取消日の利用料金相当額を違約金として規定。

新設時の費用負担

課金期間に関する現行の規定を削除し、以下のとおりコロケーションリソースごと新たに課金期間を規定。

コロケーションリソース	課金期間
スペース、受電/発電設備	POI調査回答日～コロケーション終了日。ただしNTT東日本・西日本の準備作業期間※を除く。 ※工事申込みがNTT東日本・西日本に到達する日(工事申込日)以降の電力設備の準備を整える作業に要する期間をいう。ただし、準備が整う前に接続事業者が自前工事に着手しスペース利用を開始する場合には同工事着手の利用開始日以後の期間におけるスペース代(保管料)が課金される(一部例外あり)。また、接続事業者の責めに帰すべき事由により経過した期間は準備作業期間に算入されない(課金対象となる)。
上記以外の設備(整流器等)	NTT東日本・西日本の電力設備の準備が整う日～コロケーション終了日
電気料(自前工事)・保守料	電力設備利用開始希望日又はNTT東日本・西日本の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日～コロケーション終了日
電気料(建設請負工事)・保守料	工事了了予定日又はNTT東日本・西日本の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日～コロケーション終了日

基本的なパターン

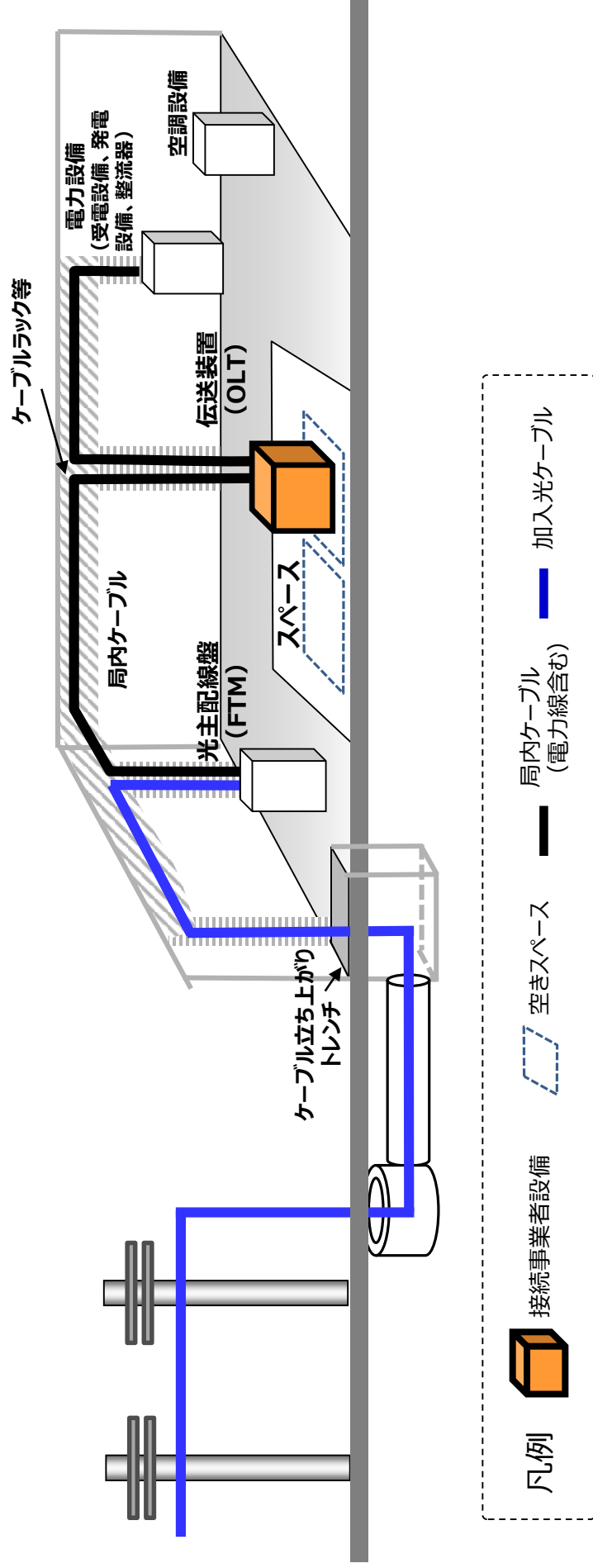


申込撤回時の費用負担

スペース・受電/発電設備以外の設備(整流器等)について※、接続事業者がPOIを設置してコロケーションを開始する際に工事申込日から工事了了日までの間に設置申込を撤回した場合における違約金を、実際の留保期間に応じた、工事申込日から撤回日までの利用料金相当額に変更。 ※スペース・受電/発電設備については、現行規定から変更なし。

○「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

＜接続事業者がNTT東日本・西日本ビル内に伝送装置（OLT）をコロケーションし、加入ダークファイバと接続する場合のイメージ＞



○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)抄

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 (略)

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続
に、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条
件、電気通信債務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続料を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 (略)

4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合している
と認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ 二 (略)

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

ニ 四 (略)

五 一八 (略)

○電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)抄

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料の認可の基準)

第二十三条の四 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 三 (略)

二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要
な装置を設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等を利用の請求等を接続に関して行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の手續であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手續

(2) 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答(当該設置を拒否するものである場合に
はその合理的な理由を含む。)を受ける手續(他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒
否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。)の手續を含む。)

(3) 他事業者が工事又は保守を行う場合の手續

(4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に他事業者が立会いをする手續

ロ 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事
が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続に必要な装置が接続に必要となる期間)は、当該回答の日までの標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合にあつては、工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

- (1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自
己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額
- (2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額(合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定
方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき合理的な経営の下における適正な原価を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じ
て計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に他事業者が負担すべき金額及び条件

ト 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適
用について他事業者が請求等を行うときにおける手續、他事業者が負担すべき金額その他の当該措置を受けるに当たつての条件

■平成29年9月8日付け総基料第162号

総務省総合通信基盤局長 発 東日本電信電話株式会社代表取締役社長及び西日本電信電話株式会社代表取締役社長宛

コロケーション条件等の改善について

(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4第2項第2号、

平成13年12月27日総基料第492号関連)

第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保の観点から、通信用建物等への接続事業者の設備の設置の円滑な実施に向け、その条件等に関し、従前より累次の改善方策を採ってきたところであるが、今般、情報通信審議会答申『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～(平成29年3月28日)及び情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成29年4月14日)での要請等を受け、コロケーション条件やコロケーション代替措置について検討したところ、更に改善が必要と考えられる点があるため、貴社において、下記の措置を講じらばいい。

記

1～4 (略)

5 コロケーション設備の撤去後の費用負担

(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号ニ関連)

コロケーションの終了に向けて、設置設備の撤去を早期に実施した接続事業者には、その分、負担を軽減する仕組みを検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

上記の検討に当たっては、関係するコストの詳細を明らかにし、接続事業者の公平負担の観点から、コスト範囲の妥当性を検証し、コスト負担の在り方について検討されたい。

また、これに関する手続等のルールについて、上記の検討を踏まえて見直したものを、透明性確保の観点から、接続約款に規定することとされたい。

6・7 (略)

審査結果

(コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール(6か月前ルール)
の変更等に係る接続約款の改定について)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	—	変更事項なし
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	適	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)及びNTT東日本・西日本の指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第1号))	適	他事業者が接続の請求等を行う場合における、必要な情報の開示を受ける手続等が適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)カ(施行規則第23条の4第2項第2号))	適	他事業者が接続に必要な装置をNTT東日本・西日本の建物、管路、とう道、電柱等に設置する場合の負担すべき金額については、他事業者がその責任で実際にコロケーションスペース等を留保する期間に応じて費用を負担することと定められており、また接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、それぞれ適正かつ明確に定められていると認められる。
7 他事業者が屋内配線設備(共同住宅等に設置される設備に限る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)キ(施行規則第23条の4第2項第3号))	—	変更事項なし

<p>8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第4号))</p>	適	<p>他事業者が負担すべき工事費、手数料等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第5号))</p>	—	<p>変更事項なし</p>
<p>10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第6号))</p>	—	<p>変更事項なし</p>
<p>11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第7号))</p>	適	<p>他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第8号))</p>	—	<p>変更事項なし</p>
<p>13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第9号))</p>	—	<p>変更事項なし</p>
<p>14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 10 号))</p>	—	<p>変更事項なし</p>
<p>15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 11 号))</p>	適	<p>他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>

16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 12 号))	—	変更事項なし
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	—	変更事項なし
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



参考 1

接続約款変更認可申請書

東相制第18-00074号
平成30年12月3日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかつぶしきがいしや

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふ

代表取締役社長 井上 福



登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～66 (略)	
67 通信用建物	通信の用に供するための当社の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
68～74 (略)	
74-2 音声帯域回線収容装置	アナログ電話サービスを提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する協定事業者の装置等であって、音声帯域回線を収容する当社が指定する配分架が設置されている当社の通信用建物内に協定事業者が設置するもの
74-3～89-2 (略)	
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むもの）と含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）
91～93 (略)	
94 光信号中継回線	当社の通信用建物（当社が別に定める当社以外の建物を含みます。）間の光信号の伝送に係る伝送路設備
94-2～94-4 (略)	
95 光信号局内伝送路	当社の光主配線盤間若しくは当社の光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間又は当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備との間に設置される光信号の伝送に係る伝送路設備であって、同一の通信用建物内又は同一敷地内にある別の通信用建物間に終始するもの（その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器若しくは回線終端装置を設置するときは保安器若しくは回線終端装置の他事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するときは（保安器を同時に設置するときを除きます。）は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて当社の通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～66 (略)	
67 通信用建物	通信の用に供するための当社及び当社が別に定める当社以外の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
68～74 (略)	
74-2 音声帯域回線収容装置	アナログ電話サービスを提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する協定事業者の装置等であって、音声帯域回線を収容する当社が指定する配分架が設置されている通信用建物内に協定事業者が設置するもの
74-3～89-2 (略)	
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとら道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むもの）と含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）
91～93 (略)	
94 光信号中継回線	通信用建物等間の光信号の伝送に係る伝送路設備
94-2～94-4 (略)	
95 光信号局内伝送路	当社の光主配線盤間若しくは当社の光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間又は当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備との間に設置される光信号の伝送に係る伝送路設備であって、同一の通信用建物内又は同一敷地内にある別の通信用建物間に終始するもの（その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器若しくは回線終端装置を設置するときは保安器若しくは回線終端装置の他事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するときは（保安器を同時に設置するときを除きます。）は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子

1

(1) - 2 (略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤	当社の通信用建物内に設置される加入者光主配線盤（光信号端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は加入者光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(1) - 4 ~ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 I S M交換機の端末回線側	I S M交換機に収容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するI S M折返し機能を提供するI S M交換機を設置する通信用建物内に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ
(3) ~ (5) (略)	(略)
(5) - 2 中継局セルリレー装置	中継局セルリレー装置（当社の通信用建物に設置されるA T M方式により符号を交換するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）の当社の配分架の他事業者側コネクタ、中継局セルリレー装置に係る中継伝送路設備の他事業者側に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継局セルリレー装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条（標準的な接続箇所）に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は取扱い）に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

(相互接続点の設置範囲)

第8条 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する標準的な接続箇所相互接続点を設置するときは、通信用建物（当社が別に定める当社以外の建物を含みます。以下同じとします。）ごとに当社が定める区域内（電話サービス契約款に規定する電話加入区域若しくは収容区域又は総合デジタル通信サービス契約款に規定する総合デジタル通信サービス区域をいいます。この項において「収容区域等」といいます。）に相互接続点を設置するものとします。この場合において、当社は、収容区域等外に相互接続点を設置する場合には、接続申込者と協議します。

2 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄から第6欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が当社の通信用建物内（とう道及びマンホール内を含みます。以下同じとします。）であるとき
その標準的な接続箇所の所在する中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。）内。
- (2) 相互接続点の設置場所が当社の通信用建物内と異なる場所であるとき
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

(1) - 2 (略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤	通信用建物に設置される加入者光主配線盤（光信号端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は加入者光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(1) - 4 ~ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 I S M交換機の端末回線側	I S M交換機に収容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するI S M折返し機能を提供するI S M交換機を設置する通信用建物内に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ
(3) ~ (5) (略)	(略)
(5) - 2 中継局セルリレー装置	中継局セルリレー装置（通信用建物に設置されるA T M方式により符号を交換するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）の当社の配分架の他事業者側コネクタ、中継局セルリレー装置に係る中継伝送路設備の他事業者側に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継局セルリレー装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条（標準的な接続箇所）に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は取扱い）に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

(相互接続点の設置範囲)

第8条 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する標準的な接続箇所相互接続点を設置するときは、通信用建物ごとに当社が定める区域内（電話サービス契約款に規定する電話加入区域若しくは収容区域又は総合デジタル通信サービス契約款に規定する総合デジタル通信サービス区域をいいます。この項において「収容区域等」といいます。）に相互接続点を設置するものとします。この場合において、当社は、収容区域等外に相互接続点を設置する場合には、接続申込者と協議します。

2 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄から第6欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき
その標準的な接続箇所の所在する中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。）内。
- (2) 相互接続点の設置場所が通信用建物等と異なる場所であるとき
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

第3節 接続対象地域
(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄において光信号伝送装置(光信号主端未回線を収容する伝送装置)であって、複数の光信号主端未回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。)を設置できるものをいいます。以下同じとします。若しくは光信号電気信号変換装置(当社の光信号主端未回線を収容する伝送装置(当社の通信用建物内に設置するもの)に限ります。)であって、光信号と電気信号との間を交換するものをいいます。以下同じとします。)と接続する場合は、当社が別に定める地域とします。) とします。
1 P通信網と接続する場合は、当社が別に定める地域とします。) とします。

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等(当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。)又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

- (1)～(3) (略)
- (4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするとき(第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架となる場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。)及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点調査及び設置申込書に記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2～4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないとは判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内(とう道及びマンホール内を除きます。)となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内(とう道及びマンホール内を除きます。)となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内(その通信用建物内に相互接続点を設置することができき旨の回答(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点を設置する場所が近接することとすその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信業務の提供を阻害しない

第3節 接続対象地域
(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄において光信号伝送装置(光信号主端未回線を収容する伝送装置)であって、複数の光信号主端未回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。)を設置できるものをいいます。以下同じとします。若しくは光信号電気信号変換装置(当社の光信号主端未回線を収容する伝送装置(通信用建物内に設置するもの)に限ります。)であって、光信号と電気信号との間を交換するものをいいます。以下同じとします。)と接続する場合は、当社が別に定める地域とします。) とします。
網と接続する場合は、当社が別に定める地域とします。) とします。

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

- (1)～(3) (略)
- (4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、通信用建物等に相互接続点を設置することの可否

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、通信用建物等に相互接続点を設置しようとするとき(第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架となる場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する通信用建物等の指定を含みます。)及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点調査及び設置申込書に記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2～4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないとは判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内(その通信用建物等に相互接続点を設置することができき旨の回答(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点を設置する場所が近接することとすその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信業務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とすものとし、接続に必要な

範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とし、接続に必要な装置等を設置するために必要とならぬ面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(4) (略)

(5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行うことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する当社の通信用建物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。)と締結している電気の供給に係る契約の内容に著しい変更を生じ、又は生じるおそれがあること。

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しない)と判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペース)にあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除く(ただし、配分管理開始申込みについては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、1基準架未満のときは2基準架、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。))の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、1基準架未満のときは2基準架、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。))で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当該通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき

(2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。)が0.5に満たないとき

7 前2項の場合において、その通信用建物内に相互接続点を設置することができないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

装置等を設置するために必要とならぬ面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(4) (略)

(5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行うことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する当社の通信用建物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。)と締結している電気の供給に係る契約の内容に著しい変更を生じ、又は生じるおそれがあること。

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しない)と判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペース)にあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物等に相互接続点を設置することができ旨の回答を「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除く(ただし、配分管理開始申込みについては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、1基準架未満のときは2基準架、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。))の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、1基準架未満のときは2基準架、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。))で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当該通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができ旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき

(2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。)が0.5に満たないとき

7 前2項の場合において、その通信用建物等に相互接続点を設置することができないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

8 当社の通信用建物に当社のDSSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等（当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス（次の各号に列挙するものに限ります。）の契約者回線（その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。）の終端とする）に、その回線を提供して当社が定める通信用建物（インターネットを通じて閲覧できる）の終端とする）に、その回線と一体として設置される光信号電気信号変換装置（回線終端装置）に接続するものに限ります。）及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。）又はIP電話用ルータ（専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。）を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合は前各項の手続きを要するものとします。

(N.T.T.東日本の接続約款の場合)

(1)～(2) (略)

(N.T.T.西日本の接続約款の場合)

(1)～(2) (略)

9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要するものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、他事業者ラックといいます。）に現に設置している他事業者ラックがあるときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができず、その理由を証する書面の提示等を要します。

11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しない場合、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第9項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電力容量に係るものとします。以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(5) (略)

(相互接続点の設置)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置に係る契約）第1項に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5-2の相互接続点設置工事着手延滞申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置

8 通信用建物に当社のDSSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等（当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス（次の各号に列挙するものに限ります。）の契約者回線（その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。）の終端とする）に、その回線を提供して当社が定める通信用建物（インターネットを通じて閲覧できる）の終端とする）に、その回線と一体として設置される光信号電気信号変換装置（回線終端装置）に接続するものに限ります。）及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。）又はIP電話用ルータ（専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。）を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合は前各項の手続きを要するものとします。

(N.T.T.東日本の接続約款の場合)

(1)～(2) (略)

(N.T.T.西日本の接続約款の場合)

(1)～(2) (略)

9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって通信用建物等に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要するものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、「他事業者ラック」といいます。）に現に設置している他事業者ラックがあるときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができず、その理由を証する書面の提示等を要します。

11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しない場合、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第9項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電力容量に係るものとします。以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(5) (略)

(相互接続点の設置)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置に係る契約）第1項に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5-2の相互接続点設置工事着手延滞申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間内について、前条第5項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの

着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。

この場合において、当社は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2～5 (略)

6 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等又はIP電話用ルータを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができず、この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)

第10条の6 当社は、接続申込者から当社の通信用建物内と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、次の各号に該当するときに限り、その申込みを承諾します。

(1)～(3) (略)

(相互接続点を設置する場所の確保)

第10条の7 接続申込者は、相互接続点を第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する端末回線の線端に設置する場合は、前条の規定により当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

(電柱添架の申込み)

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架(当社の電柱に相互接続点を設置する場合)にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は当社の通信用建物内に相互接続点を設置する場合は、当社の通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置することを要します。以下同じとします。)を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

範囲で延長することを認めるものとします。

2～5 (略)

6 通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等又はIP電話用ルータを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができず、この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

(相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い)

第10条の6 当社は、接続申込者から通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、次の各号に該当するときに限り、その申込みを承諾します。

(1)～(3) (略)

(相互接続点を設置する場所の確保)

第10条の7 接続申込者は、相互接続点を第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する端末回線の線端に設置する場合は、前条の規定により通信用建物等と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6(相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

(電柱添架の申込み)

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架(電柱に相互接続点を設置する場合)にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は通信用建物等に相互接続点を設置する場合は、当社の通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置することを要します。以下同じとします。)を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の受付及び順番)

第12条

- 1～2 (略)
- 3 当社は、接続の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物内に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

- (5) 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄を除く標準的な接続箇所において接続する場合であって、当社の通信用建物内と異なる場所に相互接続点を設置する場合

その標準的な接続箇所からその相互接続点を設置した場所までの間の当社の伝送路

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

2 接続申込者が、第23条第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことにより、当社が加入者交換機又は中継交換機の新設を行う必要が生じたときは、当社は、同一の通信用建物内においてその交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続用設備の設置又は改修を申し込んでいる全ての接続申込者及びその交換機又はその交換機の伝送装置との接続を現に行っている全ての協定事業者に対して、その接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を申し入れることがあります。

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

- 1～3 (略)
- 4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報（加入者光主配線設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ（当社の通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。）種別、ファイバ種別及び伝送損失（計算による値となります。）を含みます。以下次項において同じとします。）を提供するものとします。

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 (略)

(事前調査の受付及び順番)

第12条

- 1～2 (略)
- 3 当社は、接続の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物等に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

- (5) 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄を除く標準的な接続箇所において接続する場合であって、通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する場合

その標準的な接続箇所からその相互接続点を設置した場所までの間の当社の伝送路

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

2 接続申込者が、第23条第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことにより、当社が加入者交換機又は中継交換機の新設を行う必要が生じたときは、当社は、同一の通信用建物等においてその交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続用設備の設置又は改修を申し込んでいる全ての接続申込者及びその交換機又はその交換機の伝送装置との接続を現に行っている全ての協定事業者に対して、その接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を申し入れることがあります。

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

- 1～3 (略)
- 4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報（加入者光主配線設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ（通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。）種別、ファイバ種別及び伝送損失（計算による値となります。）を含みます。以下次項において同じとします。）を提供するものとします。

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 (略)

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りを行う当社の通信用建物の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

第6章 責務

第1節 責務

（緊急措置等）

第49条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとし、

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は当社の電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 （略）

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は当社の電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合（その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。）において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害（当社又は第三者が行う消火活動等の緊急措置によって生じたもの（その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。）を含みます。）を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとし、

第2節 保守

（保全措置）

第51条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(10)（略）

(11) その協定事業者が、第10条の2（事前照会）の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物等又は光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。）に関する情報の提供を受けたとき、

(12) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他接続に必要な装置等の設置又は撤去に付随した作業を行ったとき。

第7節 割増金、違約及び延滞利息

（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続に係る違約金）

第78条の3（略）

2 前項第1号の場合において、接続申込者が、第95条第2項の規定により、設備保管料（保管料に限り

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りを行う通信用建物の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

第6章 責務

第1節 責務

（緊急措置等）

第49条の2 接続申込者は、通信用建物等又は電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとし、

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 （略）

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合（その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。）において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害（当社又は第三者が行う消火活動等の緊急措置によって生じたもの（その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。）を含みます。）を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとし、

第2節 保守

（保全措置）

第51条の2 接続申込者は、通信用建物等又は電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

（手続費の支払義務）

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(10)（略）

(11) その協定事業者が、第10条の2（事前照会）の規定により、相互接続点を設置しようとする通信用建物等又は光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。）に関する情報の提供を受けたとき、

(12) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物等において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他接続に必要な装置等の設置又は撤去に付随した作業を行ったとき。

第7節 割増金、違約及び延滞利息

（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続に係る違約金）

第78条の3（略）

2 前項の場合において、接続申込者が、第95条第2項の規定により、設備保管料（保管料に限り）

ます。)及び設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。)に係る費用(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を減額するものとします。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い
(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第95条 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内)に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。))及び第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等を現用に供する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事を完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日)をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事(以下「自前工事」といいます。))の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事を完了予定日又は自前工事を完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日を含みます。))から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。))は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。

接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約(以下「建設請負契約」といいます。))
場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。))

(3) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。))

接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当(保守スペースを含みます。以下同じとします。))の利用に関する契約(以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。))

2 前項の場合において、接続申込者は、次の各号に従って費用を負担することを要します。この場合において、当社は、前項の契約その他の書面に料金表第2表の2(建設請負契約に基づく負担額)又は料金表第3表(預かり保守等契約等に基づく負担額)に規定する算出式の項目(建設請負契約に基づく負担額)にあっては、請負工事費と材料費に分計した内訳を含むものとします。))ことの費用を示すものとします。

(1) 建設請負契約を締結する場合
料金表第2表の2(建設請負契約)に規定する費用のうち該当する費用とします。

(2) 預かり保守等契約を締結する場合

及び設備使用料に係る費用(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。))を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を減額するものとします。

第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い
(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第95条 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第6項又は第11項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するとき(当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内)に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合を含みます。))は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。

接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約(以下「建設請負契約」といいます。))
場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。))

(3) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。))

接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当(保守スペースを含みます。以下同じとします。))の利用に関する契約(以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。))

2 前項の場合において、接続申込者は、次の各号に従って費用を負担することを要します。この場合において、当社は、前項の契約その他の書面に料金表第2表の2(建設請負契約に基づく負担額)又は料金表第3表(預かり保守等契約等に基づく負担額)に規定する算出式の項目(建設請負契約に基づく負担額)にあっては、請負工事費と材料費に分計した内訳を含むものとします。))ことの費用を示すものとします。

(1) 建設請負契約を締結する場合
料金表第2表の2(建設請負契約)に規定する費用のうち該当する費用とします。

(2) 預かり保守等契約を締結する場合

合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

- (1) (略)
- (2) その設置又は保守に係る作業のうち、当該装置等を当社の通信用建物において搬出入するとき、当該装置を当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続若しくは切断するときその他当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがある作業を行うとき。
- (3) (略)
- (4) その接続申込者がその設置又は保守に着手するにあたり、その通信用建物及び設置又は保守を行う場所における作業環境の説明その他当社とその作業の内容について確認及び調整を行うとき。
- (5) その設置又は保守を行う当社の通信用建物が当社の指定電気通信設備の保守作業を実施する者が常時滞在しないものであり、かつ、その通信用建物への入退出を自動的に管理する装置が設置されていないものであるとき。

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えられます。

- (1) (略)
- (2) 建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間
- ア 当社の通信用建物内(とう道及びマンホール内を除きます。)において工事を実施する場合
- イ (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第99条の2 当社は、当社の通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。)を下回る場合においては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあつてはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあつてはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない当社の通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所(この項において、MDF端子に係るものを除

いて、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

- (1) (略)
- (2) その設置又は保守に係る作業のうち、当該装置等を通信用建物等において搬出入するとき、当該装置を当社の電気通信設備若しくは当社の電力設備に接続若しくは切断するときその他当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがある作業を行うとき。
- (3) (略)
- (4) その接続申込者がその設置又は保守に着手するにあたり、その通信用建物等及び設置又は保守を行う場所における作業環境の説明その他当社とその作業の内容について確認及び調整を行うとき。
- (5) その設置又は保守を行う通信用建物等が当社の電気通信設備の保守作業を実施する者が常時滞在しないものであり、かつ、その通信用建物等への入退出を自動的に管理する装置が設置されていないものであるとき。

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であつてその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えられます。

- (1) (略)
- (2) 建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間
- ア 通信用建物において工事を実施する場合
- イ (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第99条の2 当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。)を下回る場合においては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあつてはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあつてはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所(この項において、MDF端子に係るものを除

きます。) がない当社の通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします (当該情報については、1ヶ月ごとに更新します。)。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。

(DSL回線等に係る情報の提供)

第99条の3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理するDSL回線の情報の提供を求められた場合は、特別の事情がない限り、申込みの到達した日から3営業日以内(第3号に規定する情報の提供を求められた場合は2週間以内)にその情報を回答します。

(1) DSLサービスの契約者が利用するDSL回線ごとの線路条件(MDFを設置する当社の通信用建物からDSL回線の終端までの線路距離長、伝送損失、直流抵抗値及び手ねり接続箇所の数、所外ケーブル(MDFからDSL回線の終端に最も近い電柱までのメタリックケーブルをいいます。以下同じとします。)の換算線路長、伝送損失(以上の情報は計算による値となります。)、絶縁種類及び線径並びに当該DSL回線のブリッジタップの状況をいいます。以下料金表第1表において同じとします。)

(2)～(3) (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報(き線点の位置、電柱番号及びメタリック配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長(当社のメタリック加入者線を受容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までのメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。)をいいます。)の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報(情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。)を回答します。

(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の4 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限りません。)の撤去が完了している当社の通信用建物の名称及び位置情報(住所、収容区域の具体的な行政区域名をいいます。以下同じとします。)並びに端末回線の撤去計画

(4) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数

(5) 当社の通信用建物ごとの収容されている電話番号帯、電話番号を変更することなく総合デジタル通信サービスから電話サービスに移行することの可否及び電話番号の光ファイバ化の状況

(光回線設備等に係る情報の提供)

第99条の6

1～2 (略)

3 当社は、協定事業者から次の各号に規定する光配線区域に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報を回答します。なお、協定事業者は、第3号に規定する情報の提供を請求するときは、第1号又は第2号に規定する情報の提供と併せて請求するものとします。

(1)～(3) (略)

きます。) がない通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします (当該情報については、1ヶ月ごとに更新します。)。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。

(DSL回線等に係る情報の提供)

第99条の3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理するDSL回線の情報の提供を求められた場合は、特別の事情がない限り、申込みの到達した日から3営業日以内(第3号に規定する情報の提供を求められた場合は2週間以内)にその情報を回答します。

(1) DSLサービスの契約者が利用するDSL回線ごとの線路条件(MDFを設置する通信用建物からDSL回線の終端までの線路距離長、伝送損失、直流抵抗値及び手ねり接続箇所の数、所外ケーブル(MDFからDSL回線の終端に最も近い電柱までのメタリックケーブルをいいます。以下同じとします。)の換算線路長、伝送損失(以上の情報は計算による値となります。)、絶縁種類及び線径並びに当該DSL回線のブリッジタップの状況をいいます。以下料金表第1表において同じとします。)

(2)～(3) (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報(き線点の位置、電柱番号及びメタリック配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長(当社のメタリック加入者線を受容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までのメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。)をいいます。)の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する通信用建物ごとに、その情報(情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。)を回答します。

(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の4 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限りません。)の撤去が完了している通信用建物の名称及び位置情報(住所、収容区域の具体的な行政区域名をいいます。以下同じとします。)並びに端末回線の撤去計画

(4) 通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数

(5) 通信用建物ごとの収容されている電話番号帯、電話番号を変更することなく総合デジタル通信サービスから電話サービスに移行することの可否及び電話番号の光ファイバ化の状況

(光回線設備等に係る情報の提供)

第99条の6

1～2 (略)

3 当社は、協定事業者から次の各号に規定する光配線区域に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する通信用建物ごとに、その情報を回答します。なお、協定事業者は、第3号に規定する情報の提供を請求するときは、第1号又は第2号に規定する情報の提供と併せて請求するものとします。

(1)～(3) (略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(5) (略)

(6) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信建物ごとの協定事業者数(光信号端末回線のうち光局外スプリッタを含むもの及び光局外スプリッタを含まないものと接続する協定事業者の別並びに一般光信号中継回線及び特別光信号中継回線と接続する協定事業者の別を含みます。)

第1表 接続料金

第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ト (略) ナ 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(イ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(イ)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。
(8)-2～(12)-3 (略)	
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光局内スプリッタ(当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考
(1)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)
(28) 通信用建物内伝送路接続工事費	1 工事ごとに	専用サービスク約款に規定する工事費に相当する額	

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(5) (略)

(6) 通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信建物ごとの協定事業者数(光信号端末回線のうち光局外スプリッタを含むもの及び光局外スプリッタを含まないものと接続する協定事業者の別並びに一般光信号中継回線及び特別光信号中継回線と接続する協定事業者の別を含みます。)

第1表 接続料金

第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ト (略) ナ 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(イ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(イ)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。
(8)-2～(12)-3 (略)	
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考
(1)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)
(28) 通信用建物内伝送路接続工事費	1 工事ごとに	専用サービスク約款に規定する工事費に相当する額	

2-2 2-1以外の工事費

区分		単位	備考
(1)~(5)	(略)	(略)	(略)
(6)	光信号局内伝送路接続工事費 光信号局内伝送路を通信用建物に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1工事ごと	

第2 手続費

区分	内容
(1)~(6)	(略)
(7)	相互接続点に係る情報調査費の適用 2 (手続費の額) 2-1 第21欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合、第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第9項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8)	自前工事調整等作業費の適用 2 (手続費の額) 2-1 第24欄に掲げる手続費については、自前工事調整等作業の対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内における設置若しくは撤去、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第4欄に掲げる手続費を適用します。

2 手続費の額

区分		単位	手続費の額	備考
(1)~(9)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10)	立会費 当社が指定する立会者の立会いに要する費用	(略)	(略)	(略)
	ア	(略)	(略)	
	イ	第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等 (電力設備及び空気調整設備を除きます。) を当社の通信用建物において搬出入する場合	(略)	

2-2 2-1以外の工事費

区分		単位	備考
(1)~(5)	(略)	(略)	(略)
(6)	光信号局内伝送路接続工事費 光信号局内伝送路を通信用建物に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1工事ごと	

第2 手続費

区分	内容
(1)~(6)	(略)
(7)	相互接続点に係る情報調査費の適用 2 (手続費の額) 2-1 第21欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が通信用建物内に終始しない場合、第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第9項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8)	自前工事調整等作業費の適用 2 (手続費の額) 2-1 第24欄に掲げる手続費については、自前工事調整等作業の対象が通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内における設置若しくは撤去、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第4欄に掲げる手続費を適用します。

2 手続費の額

区分		単位	手続費の額	備考
(1)~(9)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10)	立会費 当社が指定する立会者の立会いに要する費用	(略)	(略)	(略)
	ア	(略)	(略)	
	イ	第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等 (電力設備及び空気調整設備を除きます。) を通信用建物において搬出入する場合	(略)	

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合には要する費用	ア (略)	イ 光信号局内伝送路のみを当該の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物の1件ごと	(略)	(略)
--------------------	---	-------	-------------------------------------	--------------	-----	-----

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
光信号電気信号変換機能	光信号端末回線を終端する当社の通信用建物に設置される光信号電気信号変換装置により、光信号端末回線で伝送される光信号と電気信号の変換を行う機能	
光信号多重分離機能	光信号端末回線を終端する当社の通信用建物に設置される光信号分離装置により、光信号端末回線側に光信号を分離する機能	

様式第1別紙2

事前照会申込 (光信号端末回線)

調査項目	提供可能時期	提供可能時期 伝送損失	調査区分	(1) 光信号端末回線(2) 光屋内配線(3) 光信号端末回線と光屋内配線の何れかを選択すること
	調査区間			
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数			
接続申込者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)	フィルタ利用希望			
①利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者)に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)				
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)				

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合には要する費用	ア (略)	イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物の1件ごと	(略)	(略)
--------------------	---	-------	----------------------------------	--------------	-----	-----

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
光信号電気信号変換機能	光信号端末回線を終端する通信用建物に設置される光信号電気信号変換装置により、光信号端末回線で伝送される光信号と電気信号の変換を行う機能	
光信号多重分離機能	光信号端末回線を終端する通信用建物に設置される光信号分離装置により、光信号端末回線側に光信号を分離する機能	

様式第1別紙2

事前照会申込 (光信号端末回線)

調査項目	提供可能時期	提供可能時期 伝送損失	調査区分	(1) 光信号端末回線(2) 光屋内配線(3) 光信号端末回線と光屋内配線の何れかを選択すること
	調査区間			
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数			
接続申込者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)	フィルタ利用希望			
①利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者)に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)				
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)				

③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)	
その他(記事欄)	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 3 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
- 4 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)				
No	ルート	区間	接続開始希望時期	備考
		当社の通信用建物名 ～		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第1別紙4

事前照会内容(特別光信号中継回線)				
No	当社の通信用建物名	区間	接続開始希望時期	備考
		当社の通信用建物名 ～		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2別紙3

調査実施結果										記事
No	ルート	区間		芯線		提供可能時期	光回線設備接続に ジュールにおけるフル 利用の有無	距離	伝送損失	
		当社の通信用建物名	当社の通信用建物名	光主配線盤設置 コネクタ種別	光主配線盤設置 コネクタ種別					

③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)	
その他(記事欄)	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 3 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
- 4 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)				
No	ルート	区間	接続開始希望時期	備考
		通信用建物名 ～		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第1別紙4

事前照会内容(特別光信号中継回線)				
No	通信用建物名	区間	接続開始希望時期	備考
		通信用建物名 ～		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2別紙3

調査実施結果										記事
No	ルート	区間		芯線		提供可能時期	光回線設備接続に ジュールにおけるフル 利用の有無	距離	伝送損失	
		通信用建物名	通信用建物名	光主配線盤設置 コネクタ種別	光主配線盤設置 コネクタ種別					

否	由	物名	7 0 7	物名	7 0 7	提供可能芯線数	申込	回答		
			7 0 7		7 0 7	利用希望芯線数				

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 注4 774A種別については、シグナル・ポート・マフットの別及び使用波長を回答します。

様式第2別紙4

事前照会回答（特別光信号中継回線）

事前照会回答（特別光信号中継回線）											
調査実施結果											
No	接続開始希望時期で提供可否	理由	区間			波長数		提供可能時期	インタフェース種別	概算額	記事
			光主配線盤設置	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置	コネクタ種別				
			7 0 7	7 0 7	7 0 7	7 0 7	7 0 7	7 0 7			

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-2別紙1

線路設備調査内容（一般光信号中継回線）

No	ポート	区間		利用希望芯線数	光回線設備接続スケジュールにおける774A利用の有無	接続開始希望時期	備考
		当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
			7 0 7	7 0 7	7 0 7	7 0 7	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

否	由	7 0 7	7 0 7	提供可能芯線数	申込	回答		
		7 0 7	7 0 7	利用希望芯線数				

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 注4 774A種別については、シグナル・ポート・マフットの別及び使用波長を回答します。

様式第2別紙4

事前照会回答（特別光信号中継回線）

事前照会回答（特別光信号中継回線）											
調査実施結果											
No	接続開始希望時期で提供可否	理由	区間			波長数		提供可能時期	インタフェース種別	概算額	記事
			光主配線盤設置	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置	コネクタ種別				
			7 0 7	7 0 7	7 0 7	7 0 7	7 0 7	7 0 7			

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-2別紙1

線路設備調査内容（一般光信号中継回線）

No	ポート	区間		利用希望芯線数	光回線設備接続スケジュールにおける774A利用の有無	接続開始希望時期	備考
		当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
			7 0 7	7 0 7	7 0 7	7 0 7	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-2別紙2

線路設備調査内容 (特別光信号中継回線)				
No	区間	利用希望 波長数	接続開始希望 時期	備考
	通信用建物 名	通信用建物 名		
0	～			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7-3別紙1

線路設備調査結果 (一般光信号中継回線)										記事	
No	ルート	調査実施結果									
		接続開始 希望時期の提供 可否	理由	区間		芯線数		提供可能時期	光回線 設備接続 する際の 利用の有無	伝送損失	
				通信用建物名	光主配線盤設置口数	コネクタ種別	光主配線盤設置口数	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置口数	伝送損失
				～							

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 注4 A列種別については、シグナルボード・マシンの別及び使用波長を回答します。

様式第7-2別紙2

線路設備調査内容 (特別光信号中継回線)				
No	区間	利用希望 波長数	接続開始希望 時期	備考
	当社の通信 用建物名	当社の通信 用建物名		
0	～			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7-3別紙1

線路設備調査結果 (一般光信号中継回線)										記事	
No	ルート	調査実施結果									
		接続開始 希望時期の提供 可否	理由	区間		芯線数		提供可能時期	光回線 設備接続 する際の 利用の有無	伝送損失	
				当社の通信用建物名	光主配線盤設置口数	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置口数	コネクタ種別	提供可能芯線数	伝送損失
				～							

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 注4 A列種別については、シグナルボード・マシンの別及び使用波長を回答します。

様式第7-3別紙2

線路設備調査結果 (特別光信号中継回線)			
No	接続	区間	記事
	波長数	提供可能	
0			

開始希望時期で提供	可否	理由	光主配線盤設置	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数	能時期	タエス別	フー	算額
			光主配線盤設置	コネクタ種別									
			フ	ロ	ア	フ	ロ	ア					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込 (光信号端末回線)

申込区間	(始点) 当社の通信用建物名 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所、利用者名等)
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数 フィルタ利用希望 光信号局内伝送路の接続希望 光屋内配線等の利用希望 開通希望日 保守区別
接続申込者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	(1) 営業時間内保守 (2) 24時間保守の何れかを選択すること
①利用者の建物の管理者 (ビル所有者/ビル管理者) に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	
その他 (記事欄)	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 利用者の建物がビル (一戸建以外) の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物 (ビル) 名、階数及び部屋番号若しくは事業所 (テナント) 名を必ず記入すること。
 注3 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供

開始希望時期で提供	可否	理由	光主配線盤設置	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置	コネクタ種別	利用希望波長数	提供可能波長数	能時期	タエス別	フー	算額
			光主配線盤設置	コネクタ種別									
			フ	ロ	ア	フ	ロ	ア					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込 (光信号端末回線)

申込区間	(始点) 通信用建物名 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所、利用者名等)
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数 フィルタ利用希望 光信号局内伝送路の接続希望 光屋内配線等の利用希望 開通希望日 保守区別
接続申込者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	(1) 営業時間内保守 (2) 24時間保守の何れかを選択すること
①利用者の建物の管理者 (ビル所有者/ビル管理者) に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	
その他 (記事欄)	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 利用者の建物がビル (一戸建以外) の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物 (ビル) 名、階数及び部屋番号若しくは事業所 (テナント) 名を必ず記入すること。
 注3 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供

すること。
 4 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物へ
 の入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①
 と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等
 との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込(光信号局内伝送路)

No	当社の 通信用 建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区 間の両端の設備		利用種 別	コネクタ種 別	申込 芯 数	接 続 開 始 時 期	記 事
		(始点)光信号 局内伝送路に より接続する 設備	(終点)光信号局内 伝送路により接 続する設備					
			～					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1)当社の光回線
 設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2)当社の電気通信設備(光回線
 設備を除きます。)と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3)光信号局内予
 備伝送路の利用を希望する場合
 3 コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記
 載すること。
 4 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を
 必ず記入すること。

様式第7-6(第34条の10第1項関係)

テープ分散状況調査申込書

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
 殿

年 月 日

所属(法人名等)
 氏名

貴社接続約款第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項の規
 定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	(始点)当社の通信用建物等	
	(終点)利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
回線ID	1	
	2	

すること。
 4 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物へ
 の入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①
 と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等
 との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込(光信号局内伝送路)

No	通信用 建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区 間の両端の設備		利用種 別	コネクタ種 別	申込 芯 数	接 続 開 始 時 期	記 事
		(始点)光信号 局内伝送路に より接続する 設備	(終点)光信号局内 伝送路により接 続する設備					
			～					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1)当社の光回線設
 備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2)当社の電気通信設備(光回線設
 備を除きます。)と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3)光信号局内予備
 伝送路の利用を希望する場合
 3 コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記
 載すること。
 4 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を
 必ず記入すること。

様式第7-6(第34条の10第1項関係)

テープ分散状況調査申込書

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
 殿

年 月 日

所属(法人名等)
 氏名

貴社接続約款第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項の規
 定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	(始点)通信用建物等	
	(終点)利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
回線ID	1	
	2	

その他(記事欄)	
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	
様式第7-7 (第34条の10第1項関係) テーク分散状況調査回答書	
年 月 日 付 け 年 月 日	
東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社	
調査区間 (始点) 当社の通信用建物等 (終点) 利用者の建物の住所等(端末設備の設置場所) 回線ID 1 2	
テーク分散の有無	
その他(記事欄)	
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。	

別表4 違約金
第4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
(1) 接続申込者が、第78条の3(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備保料(保管料)に相当する額
(2) 接続申込者が、第78条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料(受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1第4欄ア)に規定する料金額を含みます。) 6.4ヶ月分に相当する額

その他(記事欄)	
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。	
様式第7-7 (第34条の10第1項関係) テーク分散状況調査回答書	
年 月 日 付 け 年 月 日	
東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社	
調査区間 (始点) 通信用建物等 (終点) 利用者の建物の住所等(端末設備の設置場所) 回線ID 1 2	
テーク分散の有無	
その他(記事欄)	
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。	

別表4 違約金
第4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
(1) 接続申込者が、第78条の3(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備保料(保管料)に相当する額
(2) 接続申込者が、第78条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	建設請負契約を締結した日又は自前工事の申込みが当社に到達した日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備使用料(受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-1第4欄ア)に規定する料金額を含みます。) に相当する額

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第10条の4（相互接続点の設置）第1項、第78条の3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る連約金）第2項、第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第1項（「通信用建物内」を「通信用建物等」にする変更及び「通信用建物内」を「通信用建物」にする変更を除きます）、第2項及び第5項並びに別表4（連約金）第4第2欄については、当社の準備が整い次第、第10条の3第1項及び第9項に基づく申込みがあったものから適用します。

(経過措置)

- 2 前項ただし書きに規定する改正規定適用前に、接続申込者が従前の第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項又は第9項の規定により相互接続点の調査及びその設置の申込み又は当社ラックにおける接続に必要な装置等の調査の申込み及びその設置の申込みを行った場合には、それらの申込みに係る手続きについては、なお従前の通り取り扱うものとしします。



接続約款変更認可申請書

西設相制第 5 号
平成 30 年 12 月 3 日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしや

西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～66 (略)	通信の用に供するための当社の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
67 通信用建物	アナログ電話サービスを提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する協定事業者の装置等であって、音声帯域回線を収容する当社が指定する配分架が設置されている当社の通信用建物内に協定事業者が設置するもの
68～74 (略)	
74-2 音声帯域回線収容装置	アナログ電話サービスを提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する協定事業者の装置等であって、音声帯域回線を収容する当社が指定する配分架が設置されている当社の通信用建物内に協定事業者が設置するもの
74-3～89-2 (略)	
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）
91～93 (略)	
94 光信号中継回線	当社の通信用建物（当社が別に定める当社以外の建物を含みます。）間
94-2～94-4 (略)	
95 光信号局内伝送路	当社の光主配線盤間若しくは当社の光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間又は当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備との間に設置される光信号の伝送に係る伝送路設備であって、同一の通信用建物内又は同一敷地内にある別の通信用建物間に終始するもの（その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器若しくは回線終端装置を設置するときは保安器若しくは回線終端装置の他事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するときは（保安器を同時に設置するときは除きます。）は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて当社の通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～66 (略)	
67 通信用建物	通信の用に供するための当社及び当社が別に定める当社以外の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
68～74 (略)	
74-2 音声帯域回線収容装置	アナログ電話サービスを提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する協定事業者の装置等であって、音声帯域回線を収容する当社が指定する配分架が設置されている通信用建物に協定事業者が設置するもの
74-3～89-2 (略)	
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとら道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）
91～93 (略)	
94 光信号中継回線	通信用建物等間の光信号の伝送に係る伝送路設備
94-2～94-4 (略)	
95 光信号局内伝送路	当社の光主配線盤間若しくは当社の光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間又は当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備との間に設置される光信号の伝送に係る伝送路設備であって、同一の通信用建物内又は同一敷地内にある別の通信用建物等に終始するもの（その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器若しくは回線終端装置を設置するときは保安器若しくは回線終端装置の他事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するときは（保安器を同時に設置するときは除きます。）は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子

(1) - 2 (略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤	当社の通信用建物内に設置される加入者光主配線盤（光信号端末回路を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は加入者光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(1) - 4 ~ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 I S M交換機の端末回路側	I S M交換機に収容する端末回路に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するI S M折返し機能を提供するI S M交換機を設置する通信用建物内に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ
(3) ~ (5) (略)	(略)
(5) - 2 中継局セルリレー装置	中継局セルリレー装置（当社の通信用建物に設置されるA T M方式により符号を交換するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）の当社の当社配分架の他事業者側コネクタ、中継局セルリレー装置に係る中継伝送路設備の他事業者側に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継局セルリレー装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条（標準的な接続箇所）に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は取扱い）に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

(相互接続点の設置範囲)

第8条 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する標準的な接続箇所相互接続点を設置するときは、通信用建物（当社が別に定める当社以外の建物を含みます。以下同じとします。）ごとに当社が定める区域内（電話サービス契約約款に規定する電話加入区域若しくは収容区域又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービス区域をいいます。この項において「収容区域等」といいます。）に相互接続点を設置するものとします。この場合において、当社は、収容区域等外に相互接続点を設置する場合には、接続申込者と協議します。

2 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄から第6欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が当社の通信用建物内（とう道及びマンホール内を含みます。以下同じとします。）であるとき
その標準的な接続箇所の所在する中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。）内。
- (2) 相互接続点の設置場所が当社の通信用建物内と異なる場所であるとき
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

(1) - 2 (略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤	通信用建物に設置される加入者光主配線盤（光信号端末回路を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は加入者光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(1) - 4 ~ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 I S M交換機の端末回路側	I S M交換機に収容する端末回路に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するI S M折返し機能を提供するI S M交換機を設置する通信用建物内に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ
(3) ~ (5) (略)	(略)
(5) - 2 中継局セルリレー装置	中継局セルリレー装置（通信用建物に設置されるA T M方式により符号を交換するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）の当社の当社配分架の他事業者側コネクタ、中継局セルリレー装置に係る中継伝送路設備の他事業者側に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継局セルリレー装置と他事業者の2 D K気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

第2節 相互接続点

(相互接続点の設置場所)

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条（標準的な接続箇所）に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項又は第10条の6（相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合は取扱い）に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

(相互接続点の設置範囲)

第8条 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する標準的な接続箇所相互接続点を設置するときは、通信用建物ごとに当社が定める区域内（電話サービス契約約款に規定する電話加入区域若しくは収容区域又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービス区域をいいます。この項において「収容区域等」といいます。）に相互接続点を設置するものとします。この場合において、当社は、収容区域等外に相互接続点を設置する場合には、接続申込者と協議します。

2 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄から第6欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき
その標準的な接続箇所の所在する中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。）内。
- (2) 相互接続点の設置場所が通信用建物等と異なる場所であるとき
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

第3節 接続対象地域
(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄において光信号伝送装置(光信号主端未回線を収容する伝送装置)であって、複数の光信号主端未回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。)を設置できるものとします。以下同じとします。若しくは光信号電気信号変換装置(当社の光信号主端未回線を収容する伝送装置(当社の通信用建物内に設置するもの)に限ります。)であって、光信号と電気信号との間を変換するものをいいます。以下同じとします。)と接続する場合、第5条第1項の表中第1-3欄において光信号主端未回線と接続する場合は、当社が別々に定める地域とします。)とします。

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等(当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。)又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社、事前照会申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)~(3) (略)

(4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするとき(第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架となる場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。)及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点調査及び設置申込書に記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2~4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないとは判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物(とう道及びマンホール内を除きます。)となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなる(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物(とう道及びマンホール内を除きます。)となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物(とう道及びマンホール内を除きます。)となる旨の回答(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとす)

第3節 接続対象地域
(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄において光信号伝送装置(光信号主端未回線を収容する伝送装置)であって、複数の光信号主端未回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。)を設置できるものとします。以下同じとします。若しくは光信号電気信号変換装置(当社の光信号主端未回線を収容する伝送装置(通信用建物内に設置するもの)に限ります。)であって、光信号と電気信号との間を変換するものをいいます。以下同じとします。)と接続する場合、第5条第1項の表中第1-3欄において光信号主端未回線と接続する場合は、当社が別々に定める地域(インターネットを通じて閲覧できるものとします。)とします。

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社、事前照会申込書に記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)~(3) (略)

(4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、通信用建物等に相互接続点を設置することの可否

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、通信用建物等に相互接続点を設置しようとするとき(第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架となる場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する通信用建物の指定を含みます。)及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点調査及び設置申込書に記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2~4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないとは判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかとなる(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物となる旨の回答(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとす)

とするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信役務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定して指定しないものとします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)~(4) (略)

(5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行うことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する当社の通信用建物等(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。)と締結している電気の供給に係る契約の内容及び変更を生じ、又は生じるおそれがあること。

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。))を含みます。)、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあっては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。))、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。))の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。))とします。))で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができるとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができるとする旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
(2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。))が0.5に満たないとき

7 前2項の場合において、その通信用建物内に相互接続点を設置することができるときは、当社は、

阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定して指定しないものとします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)~(4) (略)

(5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行うことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する通信用建物等(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。)と締結している電気の供給に係る契約の内容及び変更を生じ、又は生じるおそれがあること。

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物等に相互接続点を設置することができるとする旨の回答を「配分管理開始申込み」といいます。))を含みます。))、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあっては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。))、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。))の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。))とします。))で、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができるとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができるとする旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
(2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。))が0.5に満たないとき

7 前2項の場合において、その通信用建物等に相互接続点を設置することができるときは、当社は、

書面によりその理由を通知します。

8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等（当社の音声利用IP通信用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス（次の各号に列挙されるものを除きます。）の契約者回線（その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。）の終端とすることができている区域として当社が定める通信用建物（インターネットを通じて閲覧できるもの）に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置（回線終端装置）を設置し、その回線に限り、及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。）又はIP電話用ルータ（専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。）を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合は前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(N.T.T.東日本の接続約款の場合)

(1)～(2) (略)

(N.T.T.西日本の接続約款の場合)

(1)～(2) (略)

9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要するものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、他事業者ラックといいます。）を現に設置している他事業者ラックがあるときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができず、かつ判断した理由を証する書面の提示等を要します。

11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第9項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電力容量に係るものとします。以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(5) (略)

(相互接続点の設置)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置に係る契約）第1項に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5-2の相互接続点設置工事着手延滞申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延滞理由に

書面によりその理由を通知します。

8 通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等（当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス（次の各号に列挙されるものを除きます。）の契約者回線（その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。）の終端とすることができている区域として当社が定める通信用建物（インターネットを通じて閲覧できるもの）に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置（回線終端装置）を設置し、その回線に限り、及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。）又はIP電話用ルータ（専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。）を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合は前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(N.T.T.東日本の接続約款の場合)

(1)～(2) (略)

(N.T.T.西日本の接続約款の場合)

(1)～(2) (略)

9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって通信用建物等に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要するものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、「他事業者ラック」といいます。）を現に設置しているときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができず、かつ判断した理由を証する書面の提示等を要します。

11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第9項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電力容量に係るものとします。以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(5) (略)

(相互接続点の設置)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置に係る契約）第1項に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5-2の相互接続点設置工事着手延滞申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延滞理由に

ついて接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。

この場合において、当社は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び要発電設備の利用を開始するものとみなします。

2～5 (略)

6 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等又はIP電話用ルータを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合は前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができず。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとし。す。

(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)

第10条の6 当社は、接続申込者から当社の通信用建物内と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、次の各号に該当するときに限り、その申込みを承諾します。

(1)～(3) (略)

(相互接続点を設置する場所の確保)

第10条の7 接続申込者は、相互接続点を第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する端末回線の線端に設置する場合は前条の規定により当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

(電柱添架の申込み)

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架(当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は当社の通信用建物内に相互接続点を設置する場合に当社の通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置すること)をいいます。以下同じとします。)を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っていない必要はありません。

第3章 協定の締結手続き等

工事着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。

2～5 (略)

6 通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等又はIP電話用ルータを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合は前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができず。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとし。す。

(相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い)

第10条の6 当社は、接続申込者から通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、次の各号に該当するときに限り、その申込みを承諾します。

(1)～(3) (略)

(相互接続点を設置する場所の確保)

第10条の7 接続申込者は、相互接続点を第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する端末回線の線端に設置する場合は前条の規定により通信用建物等と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6(相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

(電柱添架の申込み)

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架(電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は通信用建物等に相互接続点を設置する場合に通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置すること)をいいます。以下同じとします。)を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っていない必要はありません。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査
(事前調査の受付及び順番)

第12条

1～2 (略)

3 当社は、接続の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物内に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。)は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み(第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事(加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。))の申込みを含みます。)を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄を除く標準的な接続箇所において接続する場合であって、当社の通信用建物内と異なる場所に相互接続点を設置する場合

その標準的な接続箇所からその相互接続点を設置した場所までの間の当社の伝送路

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

2 接続申込者が、第23条第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことにより、当社が加入者交換機又は中継交換機の新設を行う必要が生じたときは、当社は、同一の通信用建物内においてその交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続用設備の設置又は改修を申し込んでいる全ての接続申込者及びその交換機又はその交換機の伝送装置との接続を現に行っている全ての協定事業者に対して、その接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を申し入れることがあります。

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～3 (略)

4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(当社の通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。))種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第1節 事前調査
(事前調査の受付及び順番)

第12条

1～2 (略)

3 当社は、接続の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物等に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。)は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み(第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事(加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。))の申込みを含みます。)を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄を除く標準的な接続箇所において接続する場合であって、通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する場合

その標準的な接続箇所からその相互接続点を設置した場所までの間の当社の伝送路

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

2 接続申込者が、第23条第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことにより、当社が加入者交換機又は中継交換機の新設を行う必要が生じたときは、当社は、同一の通信用建物等においてその交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続用設備の設置又は改修を申し込んでいる全ての接続申込者及びその交換機又はその交換機の伝送装置との接続を現に行っている全ての協定事業者に対して、その接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を申し入れることがあります。

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～3 (略)

4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。))種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 (略)

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3(様式)様式第6の書面により立入りをを行う当社の通信用建物の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

第6章 責務

第1節 責務

(緊急措置等)

第49条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合又は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとします。

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は当社の電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 (略)

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は当社の電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合(その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。)において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害(当社又は第三者が行う消火活動等の緊急措置によって生じたもの(その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。))を含みます。)を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとします。

第2節 保守

(保全措置)

第51条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(10) (略)

(11) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報の提供を受けたとき。

(12) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他接続に必要な装置等の設置又は撤去に付随した作業を行ったとき。

第7節 割増金、違約及び延滞利息

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第78条の3 (略)

第34条の5 (略)

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3(様式)様式第6の書面により立入りをを行う通信用建物の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

第6章 責務

第1節 責務

(緊急措置等)

第49条の2 接続申込者は、通信用建物等又は電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合又は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとします。

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 (略)

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合(その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。)において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害(当社又は第三者が行う消火活動等の緊急措置によって生じたもの(その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。))を含みます。)を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとします。

第2節 保守

(保全措置)

第51条の2 接続申込者は、通信用建物等又は電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(10) (略)

(11) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報の提供を受けたとき。

(12) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他接続に必要な装置等の設置又は撤去に付随した作業を行ったとき。

第7節 割増金、違約及び延滞利息

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第78条の3 (略)

2 前項第1号の場合において、接続申込者が、第95条第2項の規定により、設備保管料（保管料に限りませんが、）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に係る費用（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を連約金から減額するものとします。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い
(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第95条 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項又は第6項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき（当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合（以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。）及び第10条の4（相互接続点の設置）第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。）以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等ののみし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日（第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日）をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事を（以下「自前工事」といいます。）の場合において、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないとき（以下「自前工事」が別表3（様式）第25の自前工事実施申込書に記載した工事を完了した日又は接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日）をいいます。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。
接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約（以下「建設請負契約」といいます。）
(2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守する場合（接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。）
接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約（以下「預かり保守等契約」といいます。）
(3) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合（接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。）
接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当（保守スペースを含む）を含まず、以下同じとします。）
の利用に関する契約（以下「コロナケーション・スペース利用契約」といいます。）

2 前項の場合において、接続申込者は、次の各号に従って費用を負担することを要します。この場合において、当社は、前項の契約その他の書面に料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）又は料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する算出式の項目（建設請負契約に基づく負担額にあっては、請負工事費と材料費に分計した内訳を含むものとします。）ごとの費用を示すものとします。
(1) 建設請負契約を締結する場合
料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）に規定する費用のうち該当する費用とします。

14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い
(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第95条 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第6項又は第11項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するとき（当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合を含みます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。
接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約（以下「建設請負契約」といいます。）
(2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守する場合（接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。）
接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約（以下「預かり保守等契約」といいます。）
(3) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合（接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。）
接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当（保守スペースを含む）を含まず、以下同じとします。）
の利用に関する契約（以下「コロナケーション・スペース利用契約」といいます。）

2 前項の場合において、接続申込者は、次の各号に従って費用を負担することを要します。この場合において、当社は、前項の契約その他の書面に料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）又は料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する算出式の項目（建設請負契約に基づく負担額にあっては、請負工事費と材料費に分計した内訳を含むものとします。）ごとの費用を示すものとします。
(1) 建設請負契約を締結する場合
料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）に規定する費用のうち該当する費用とします。

- (2) 預かり保守等契約を締結する場合
 接続に必要な装置等の現用期間にあつては、料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用のうち該当する費用とします。
 ただし、接続に必要な装置等の非現用期間にあつては、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管理料及び(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るもの）に限り、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)イに規定する費用を除きます。
- (3) コロケーション・スペース利用契約を締結する場合
 接続に必要な装置等の現用期間にあつては、料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用（同表第1（通信用建物に係る負担額）に規定する費用については、設備保守料を除きます。）のうち該当する費用とします。
 ただし、接続に必要な装置等の非現用期間にあつては、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管理料及び(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るもの）に限り、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)イに規定する費用を除きます。

3～4 （略）

(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)
 第95条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限りま

- (2) 預かり保守等契約を締結する場合
 料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用のうち、次の各欄に定める期間において該当する費用とします。
 ただし、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(3)に規定する設備保守料にあつては、次号ウ欄に規定する電気料を負担する期間と同じ期間において該当する費用とします。

- (3) コロケーション・スペース利用契約を締結する場合
 料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用（同表第1（通信用建物に係る負担額）に規定する費用については、設備保守料を除きます。）のうち、次の各欄に定める期間において該当する費用とします。
 ア 同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管理料及び(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るもの）に限り、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)イに規定する費用を除きます。
 イ 同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るもの）を除きます。）を負担する期間
 ウ 同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)イに規定する電気料を負担する期間
 エ 建設請負契約に基づき当社が工事を請け負う場合であつて、新たな電力設備利用を開始すると

3～4 （略）

- 5 第2項第2号及び第3号の場合において、接続申込者は、建設請負契約に基づく工事の申込み又は自前工事の申込みが当社に到達する日以降、当社の電力設備の準備を整える作業に要する期間（当社の電力設備の準備が整う前に、自前工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合は、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管理料に限り、当該工事着手による利用開始の日から当社の電力設備の準備が整う日の前日までの期間を除きます。ただし、自前工事着手後に、準備の内容を変更する必要があるが生じた場合は、この限りではありません。また、接続申込者の責めに帰すべき事由により経過した期間を除きます。）は、費用の負担を要しません。

(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)
 第95条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限りま

す。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

- (1) (略)
- (2) その設置又は保守に係る作業のうち、当該装置等を当社の通信用建物において搬入するとき、当該装置を当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続若しくは切断するときその他当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えおそれがある作業を行うとき。
- (3) (略)
- (4) その接続申込者がその設置又は保守にあたり、その通信用建物及び設置又は保守を行う場所における作業環境の説明その他当社とその作業の内容について確認及び調整を行うとき。
- (5) その設置又は保守を行う当社の通信用建物が当社の指定電気通信設備の保守作業を実施する者が常時滞在しないものであり、かつ、その通信用建物への入退出を自動的に管理する装置が設置されていないものであるとき。

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えられます。

- (1) (略)
 - (2) 建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間
- ア 当社の通信用建物内(とう道及びマンホール内を除きます。)において工事を実施する場合
- イ (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第99条の2 当社は、当社の通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。)を下回る場合にあっては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあってはその事実並びにその他の情報については、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他の調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがありま

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない当社の通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

- (1) (略)
- (2) その設置又は保守に係る作業のうち、当該装置等を通信用建物等において搬入するとき、当該装置を当社の電気通信設備若しくは当社の電力設備に接続若しくは切断するときその他当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えおそれがある作業を行うとき。
- (3) (略)
- (4) その接続申込者がその設置又は保守にあたり、その通信用建物等及び設置又は保守を行う場所における作業環境の説明その他当社とその作業の内容について確認及び調整を行うとき。
- (5) その設置又は保守を行う通信用建物等が当社の電気通信設備の保守作業を実施する者が常時滞在しないものであり、かつ、その通信用建物等への入退出を自動的に管理する装置が設置されていないものであるとき。

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えられます。

- (1) (略)
 - (2) 建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間
- ア 通信用建物において工事を実施する場合
- (7)～(4) (略)
- イ (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第99条の2 当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。)を下回る場合にあっては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあってはその事実並びにその他の情報については、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他の調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがありま

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所（この項において、MDF端子に係るものを除きます。）がない当社の通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします（当該情報については、1ヶ月ごとに更新します。）。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。

（DSL回線等に係る情報の提供）

第99条の3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理するDSL回線の情報の提供を求められた場合は、特別の事情がない限り、申込みの到達した日から3営業日以内（第3号に規定する情報の提供を求められた場合は2週間以内）にその情報を回答します。

(1) DSLサービスの契約者が利用するDSL回線ごとの線路条件（MDFを設置する当社の通信用建物からDSL回線の終端までの線路距離長、伝送損失、直流抵抗値及び手ひねり接続箇所の数、所外ケーブル（MDFからDSL回線の終端に最も近い電柱までのメタリックケーブルをいいます。以下同じとします。）の換算線路長、伝送損失（以上の情報は計算による値となります。）、絶縁種類及び線径並びに当該DSL回線のブリッジタップの状況をいいます。以下料金表第1表において同じとします。）

(2)～(3) (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報（き線点の位置、電柱番号及びメタリック配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長（当社のメタリック加入者線を取容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報（情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。）を回答します。

（DSL回線との接続に係るその他の情報の提供）

第99条の4 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限りません。）の撤去が完了している当社の通信用建物の名称及び位置情報（住所、収容区域の具体的な行政区域名をいいます。以下同じとします。）並びに端末回線の撤去計画

(4) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数

(5) 当社の通信用建物ごとの収容されている電話番号帯、電話番号を変更することなく総合デジタル通信サービスから電話サービスに移行することの可否及び電話番号の光ファイバ化の状況

（光回線設備等に係る情報の提供）

第99条の6

1～2 (略)

3 当社は、協定事業者から次の各号に規定する光配線区域に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報を回答します。なお、協定事業者は、第3号に規定する情報の提供を請求するときは、第1号又は第2号に規定する情報の提供と併せて請求するものとし、

(1)～(3) (略)

3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所（この項において、MDF端子に係るものを除きます。）がない通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします（当該情報については、1ヶ月ごとに更新します。）。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。

（DSL回線等に係る情報の提供）

第99条の3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理するDSL回線の情報の提供を求められた場合は、特別の事情がない限り、申込みの到達した日から3営業日以内（第3号に規定する情報の提供を求められた場合は2週間以内）にその情報を回答します。

(1) DSLサービスの契約者が利用するDSL回線ごとの線路条件（MDFを設置する通信用建物からDSL回線の終端までの線路距離長、伝送損失、直流抵抗値及び手ひねり接続箇所の数、所外ケーブル（MDFからDSL回線の終端に最も近い電柱までのメタリックケーブルをいいます。以下同じとします。）の換算線路長、伝送損失（以上の情報は計算による値となります。）、絶縁種類及び線径並びに当該DSL回線のブリッジタップの状況をいいます。以下料金表第1表において同じとします。）

(2)～(3) (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報（き線点の位置、電柱番号及びメタリック配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長（当社のメタリック加入者線を取容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する通信用建物ごとに、その情報（情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。）を回答します。

（DSL回線との接続に係るその他の情報の提供）

第99条の4 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限りません。）の撤去が完了している通信用建物の名称及び位置情報（住所、収容区域の具体的な行政区域名をいいます。以下同じとします。）並びに端末回線の撤去計画

(4) 通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数

(5) 通信用建物ごとの収容されている電話番号帯、電話番号を変更することなく総合デジタル通信サービスから電話サービスに移行することの可否及び電話番号の光ファイバ化の状況

（光回線設備等に係る情報の提供）

第99条の6

1～2 (略)

3 当社は、協定事業者から次の各号に規定する光配線区域に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する通信用建物ごとに、その情報を回答します。なお、協定事業者は、第3号に規定する情報の提供を請求するときは、第1号又は第2号に規定する情報の提供と併せて請求するものとし、

(1)～(3) (略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(5) (略)

(6) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数(光信号端末回線のうち光局外スプリッタを含むもの及び光局外スプリッタを含まないもの)と接続する協定事業者の別並びに一般光信号中継回線及び特別光信号中継回線と接続する協定事業者の別を含みます。)

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ト (略) ナ 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(イ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。
(8)-2～(12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光局内スプリッタ(当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)

第2表 工事費及び手續費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考
(1)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(5) (略)

(6) 通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数(光信号端末回線のうち光局外スプリッタを含むもの及び光局外スプリッタを含まないもの)と接続する協定事業者の別並びに一般光信号中継回線及び特別光信号中継回線と接続する協定事業者の別を含みます。)

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ト (略) ナ 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(イ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。
(8)-2～(12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)

第2表 工事費及び手續費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考
(1)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)

(28) 通信用建物内伝送路接続工事費	当社の通信用建物内に光回線設備と接続するために設置された当社又は協定事業者の光信号局内伝送路を当社の光主配線盤に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	
---------------------	--	---------	--------------------------	--

2-2 2-1 以外の工事費

区分		単位	備考
(1)~(5) (略)		(略)	(略)
(6) 光信号局内伝送路接続工事費	光信号局内伝送路を通信用建物内に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1 工事ごと	

第2 手続費

区分	内容
(1)~(6) (略)	
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合、第10条の3 (相互接続点) の調査及び設置申込み) 第9項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケーシング内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8) 自前工事調整等作業費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第24欄に掲げる手続費については、自前工事調整等作業の対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケーシング内における設置若しくは撤去、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第4欄に掲げる手続費を適用します。

2 手続費の額

区分		単位	手続費の額	備考
(1)~(9) (略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会	当社が指定する	(略)	(略)	(略)

(28) 通信用建物内伝送路接続工事費	通信用建物に光回線設備と接続するために設置された当社又は協定事業者の光信号局内伝送路を当社の光主配線盤に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	
---------------------	--	---------	--------------------------	--

2-2 2-1 以外の工事費

区分		単位	備考
(1)~(5) (略)		(略)	(略)
(6) 光信号局内伝送路接続工事費	光信号局内伝送路を通信用建物内に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1 工事ごと	

第2 手続費

区分	内容
(1)~(6) (略)	
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が通信用建物内に終始しない場合、第10条の3 (相互接続点) の調査及び設置申込み) 第9項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケーシング内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8) 自前工事調整等作業費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第24欄に掲げる手続費については、自前工事調整等作業の対象が通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケーシング内における設置若しくは撤去、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第4欄に掲げる手続費を適用します。

2 手続費の額

区分		単位	手続費の額	備考
(1)~(9) (略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会	当社が指定する	(略)	(略)	(略)

費	立会者の立会いに要する費用	イ 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 第95条の3 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置を行う場合であって、その装置等(通信用建物)において当該電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (4) 以外の場合	(略)	(略)	(略)
			(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	(略)	(略)	(略)
(11)~(14) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する	ア 第1項第1号規す光線備伝	同第1項第1号規す光線備伝	(7) 基本額	① (略)	② 通信用建物で測定を行う場合

費	立会者の立会いに要する費用	イ 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 第95条の3 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置を行う場合であって、その装置等(通信用建物)において当該電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (4) 以外の場合	(略)	(略)	(略)
			(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	(略)	(略)	(略)
(11)~(14) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する	ア 第1項第1号規す光線備伝	同第1項第1号規す光線備伝	(7) 基本額	① (略)	② 当社の通信用建物で測定を行う場合

		費用	損失はル測結の査要る費用	(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16)~(20) (略)		(略)	イ~ウ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合は要する費用		ア	(略)					(略)
			イ	光信号局内伝送路のみを通信の通信用建物内に設置する場合は				1 通信用建物の1件ごとに	(略)

別表1 接続により提供する機能
1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分		機能の内容		備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
光信号電気信号変換機能		光信号端末回線を終端する通信用建物に設置される光信号電気信号変換装置により、光信号端末回線で伝送される光信号と電気信号の変換を行う機能		
光信号多重分離機能		光信号端末回線を終端する通信用建物に設置される光信号分離装置により、光信号端末回線側に光信号を分離する機能		

様式第1別紙2

事前照会申込 (光信号端末回線)

調査項目	提供可能時期
------	--------

		費用	損失はル測結の査要る費用	(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16)~(20) (略)		(略)	イ~ウ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合は要する費用		ア	(略)					(略)
			イ	光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に設置する場合は				1 通信用建物の1件ごとに	(略)

別表1 接続により提供する機能
1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分		機能の内容		備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
光信号電気信号変換機能		光信号端末回線を終端する当社の通信用建物に設置される光信号電気信号変換装置により、光信号端末回線で伝送される光信号と電気信号の変換を行う機能		
光信号多重分離機能		光信号端末回線を終端する当社の通信用建物に設置される光信号分離装置により、光信号端末回線側に光信号を分離する機能		

様式第1別紙2

事前照会申込 (光信号端末回線)

調査項目	提供可能時期
------	--------

伝送損失		(1) 光信号端末回線 (2) 光屋内配線 (3) 光信号端末回線と光屋内配線の何れかを選択すること	
調査区分	(始点) 当社の通信用建物名 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)		
調査区間	申込芯線数 フィルタ利用希望		
光信号端末回線に関する詳細情報	接続申込者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)		
接続申込者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	①利用者の建物の管理者 (ビル所有者/ビル管理者) に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)		
	②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)		
	③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)		
	その他 (記事欄)		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 利用者の建物がビル (一戸建以外) の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物 (ビル) 名、階数及び部屋番号若しくは事業所 (テナント) 名を必ず記入すること。
 3 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
 4 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等) のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。) とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第 1 別紙 3

事前照会内容 (一般光信号中継回線)				備考
No	ルートコード	区間	調査希望芯線数	接続開始希望時期
		当社の通信用建物名	光回線設備接続に ジェムルにおけるフル 利用の有無	
		～		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 1 別紙 4

事前照会内容 (特別光信号中継回線)				備考
No	区間	波長数	接続開始希望時期	備考
	当社の通信用建物名	調査希望波長数	接続開始希望時期	
	～			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

伝送損失		(1) 光信号端末回線 (2) 光屋内配線 (3) 光信号端末回線と光屋内配線の何れかを選択すること	
調査区分	(始点) 通信用建物名 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)		
調査区間	申込芯線数 フィルタ利用希望		
光信号端末回線に関する詳細情報	接続申込者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)		
接続申込者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	①利用者の建物の管理者 (ビル所有者/ビル管理者) に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)		
	②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)		
	③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)		
	その他 (記事欄)		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 利用者の建物がビル (一戸建以外) の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物 (ビル) 名、階数及び部屋番号若しくは事業所 (テナント) 名を必ず記入すること。
 3 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
 4 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等) のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。) とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第 1 別紙 3

事前照会内容 (一般光信号中継回線)				備考
No	ルートコード	区間	調査希望芯線数	接続開始希望時期
		当社の通信用建物名	光回線設備接続に ジェムルにおけるフル 利用の有無	
		～		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 1 別紙 4

事前照会内容 (特別光信号中継回線)				備考
No	区間	波長数	接続開始希望時期	備考
	当社の通信用建物名	調査希望波長数	接続開始希望時期	
	～			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第2別紙3

事前照会回答（一般光信号中継回線）

No	ルート	調査実施結果										記事				
		接続開始希望期の提供可否	理由	区間 当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	光主配線盤設置フロア	光回線設備接続シールドにおける利用の有無		申込	回答	距離	ファイバ種別

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

様式第2別紙3

事前照会回答（一般光信号中継回線）

No	ルート	調査実施結果										記事				
		接続開始希望期の提供可否	理由	区間 当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	光主配線盤設置フロア	光回線設備接続シールドにおける利用の有無		申込	回答	距離	ファイバ種別

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

様式第2別紙4

事前照会回答（特別光信号中継回線）

No	接続開始希望期の提供可否	理由	調査実施結果										記事			
			区間 当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	波長数 利用希望波長数 提供可能波長数 供能長		提供可能時期	インタフェース種別	概算額

様式第2別紙4

事前照会回答（特別光信号中継回線）

No	接続開始希望期の提供可否	理由	調査実施結果										記事			
			区間 当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	波長数 利用希望波長数 提供可能波長数 供能長		提供可能時期	インタフェース種別	概算額

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-2別紙1

No	ル-ト コード	線路設備調査内容 (一般光信号中継回線)		利用希望 芯線数	光回線設備接続メール におけるFiber利用の有 無	接続開始希望 時期	備考
		区間 当社の 通信用 建物名	区間 当社の 通信用 建物名				
		～					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-2別紙2

No	ル-ト コード	線路設備調査内容 (特別光信号中継回線)		利用希望 波長数	インタフェース種別	接続開始希望 時期	備考
		区間 当社の通信 用建物名	区間 当社の通信 用建物名				
		～					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7-3別紙1

No	ル-ト コード	線路設備調査結果 (一般光信号中継回線)										記事						
		調査実施結果					調査実施結果											
No	ル-ト コード	接続開始 時期での提供 可否	理由	区間		光主配線盤設置 707	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置 707	コネクタ種別	通信用建物名	通信配線盤設置 707	光主配線盤設置 707	提供可能時期	光回線設備接続メールにおけるFiber利用の有無	距離	77イハ種別	伝送損失
				当社の通信用建物名	当社の通信用建物名													
				～														

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 注3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-2別紙1

No	ル-ト コード	線路設備調査内容 (一般光信号中継回線)		利用希望 芯線数	光回線設備接続メール におけるFiber利用の有 無	接続開始希望 時期	備考
		区間 通信用建 物名	区間 通信用建 物名				
		～					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-2別紙2

No	ル-ト コード	線路設備調査内容 (特別光信号中継回線)		利用希望 波長数	インタフェース種別	接続開始希望 時期	備考
		区間 通信用建物 名	区間 通信用建物 名				
		～					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7-3別紙1

No	ル-ト コード	線路設備調査結果 (一般光信号中継回線)										記事						
		調査実施結果					調査実施結果											
No	ル-ト コード	接続開始 時期での提供 可否	理由	区間		光主配線盤設置 707	コネクタ種別	通信用建物名	光主配線盤設置 707	コネクタ種別	通信用建物名	通信配線盤設置 707	光主配線盤設置 707	提供可能時期	光回線設備接続メールにおけるFiber利用の有無	距離	77イハ種別	伝送損失
				当社の通信用建物名	当社の通信用建物名													
				～														

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記載します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 7/16 種別については、シグナル・ポート・マフボードの別及び使用波長を回答します。

様式第 7 - 3 別紙 2

線路設備調査結果 (特別光信号中継回線)

N 0	調査実施結果						記事
	接続開始希望時に提供可否	理由	波長数		提供可能時期	概要 インフラ タイプ別	
区間 当社の通信用建物名			光主配線盤設置 7 0 7	コネクタ種別			当社通信用建物名
		～					

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記載します。
 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第 7 - 4 別紙 1

光回線設備接続申込 (光信号端末回線)

申込区間	(始点) 当社の通信用建物名 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所、利用者名等)
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数 フィルタ利用希望 光信号局内伝送路の接続希望 光屋内配線等の利用希望 開通希望日 保守区別 (1) 営業時間内保守 (2) 24 時間保守の何れかを選択すること
接続申込者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)。	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記載します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 7/16 種別については、シグナル・ポート・マフボードの別及び使用波長を回答します。

様式第 7 - 3 別紙 2

線路設備調査結果 (特別光信号中継回線)

N 0	調査実施結果						記事
	接続開始希望時に提供可否	理由	波長数		提供可能時期	概要 インフラ タイプ別	
区間 通信用建物名			光主配線盤設置 7 0 7	コネクタ種別			通信用建物名
		～					

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記載します。
 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第 7 - 4 別紙 1

光回線設備接続申込 (光信号端末回線)

申込区間	(始点) 通信用建物名 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所、利用者名等)
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数 フィルタ利用希望 光信号局内伝送路の接続希望 光屋内配線等の利用希望 開通希望日 保守区別 (1) 営業時間内保守 (2) 24 時間保守の何れかを選択すること
接続申込者に関する情報 (会社名、ご担当者名、連絡先等)	

①利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者)に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)
その他(記事欄)

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 3 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供すること。
- 4 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物へ入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込みこと。

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込(光信号局内伝送路)

No	当社の通信建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備 (始点)光信号局内伝送路により接続する設備	コネクタ種別	利用種別	申込芯線数	接続開始時期	記事
		～					

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1)当社の光回線設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2)当社の電気通信設備(光回線設備を除きます。)と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3)光信号局内予備伝送路の利用を希望する場合
- 3 コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記載すること。
- 4 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を必ず記入すること。

様式第7-6(第34条の10第1項関係)

テープ分散状況調査申込書

①利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者)に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)
その他(記事欄)

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 3 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供すること。
- 4 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物へ入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込みこと。

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込(光信号局内伝送路)

No	通信建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備 (始点)光信号局内伝送路により接続する設備	コネクタ種別	利用種別	申込芯線数	接続開始時期	記事
		～					

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1)当社の光回線設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2)当社の電気通信設備(光回線設備を除きます。)と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3)光信号局内予備伝送路の利用を希望する場合
- 3 コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記載すること。
- 4 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を必ず記入すること。

様式第7-6(第34条の10第1項関係)

テープ分散状況調査申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
 殿

所属 (法人名等)
 氏名

貴社接続約款第 34 条の 10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第 1 項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	(始点) 通信用建物等 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)
	回線 I D
	1
	2
その他 (記事欄)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-7 (第 34 条の 10 第 1 項関係)
 テープ分散状況調査回答書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
 殿

年 月 日 付 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 通信用建物等 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)
	回線 I D
	1
	2
テープ分散の有無	
その他 (記事欄)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

別表 4 違約金
 第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
(1) 接続申込者 (通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)	第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備保管料 (保管料に限りません。) 及び設備使用料 (受発電設備に係るものに限りません。) に相当する額

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
 殿

所属 (法人名等)
 氏名

貴社接続約款第 34 条の 10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) 第 1 項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	(始点) 当社の通信用建物等 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)
	回線 I D
	1
	2
その他 (記事欄)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-7 (第 34 条の 10 第 1 項関係)
 テープ分散状況調査回答書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
 殿

年 月 日 付 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 当社の通信用建物等 (終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)
	回線 I D
	1
	2
テープ分散の有無	
その他 (記事欄)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

別表 4 違約金
 第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
(1) 接続申込者 (通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)	第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備保管料 (保管料に限りません。) 及び設備使用料 (受発電設備に係るものに限りません。) に相当する額

<p>金) 第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金</p>	<p>(2) 接続申込者が、第78条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金</p>
<p>金) 第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金</p>	<p>その申込みに係る設備使用料(受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表(接続料金)第1項(網使用料)2-1-1-1第4欄ア欄(イ)①に規定する料金額を含みます。)の6.4ヶ月分に相当する額</p>

<p>金) 第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金</p>	<p>(2) 接続申込者が、第78条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金</p>
<p>金) 第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金</p>	<p>建設請負契約を締結した日又は自前工事の申込みが当社に到達した日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備使用料(受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表(接続料金)第1項(網使用料)2-1-1-1第4欄ア欄(イ)①に規定する料金額を含みます。)に相当する額</p>

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第10条の4(相互接続点の設置)第1項、第78条の3(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第2項、第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項(「通信用建物内」を「通信用建物等」にする変更及び「通信用建物内」を「通信用建物」にする変更を除きます)、第2項及び第5項並びに別表4(違約金)第4第2欄については、当社の準備が整い次第、第10条の3第1項及び第9項に基づく申込みがあったものから適用します。

(経過措置)

2 前項ただし書きに規定する改正規定適用前に、接続申込者が従前の第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項又は第9項の規定により相互接続点の調査及びその設置の申込み又は当社ラックにおける接続に必要な装置等の調査の申込み及びその設置の申込みを行った場合には、それらの申込みに係る手続きについては、なお従前の通り取り扱うものとします。

参照条文

○ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)抄

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備(利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。))を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 (略)
- 4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。
 - 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件
 - ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料
 - ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
 - ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項
 - 二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。
 - 四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 前項第二号の総務省令で定める方法(同項第一号口の総務省令で定める機能のうち、高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められるものとして総務省令で定める機能に係る接続料について定めるものに限る。)は、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して原価を算定するものでなければならない。

6～18 (略)

(審議会等への諮問)

第六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第八十八条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第九十九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第一百条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第一百六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二～四 (略)

○ 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)抄

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所
 - 二 第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所
 - 三 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの
 - イ 電気信号の伝送に係るもの
 - ロ 光信号の伝送に係るもの
 - 四 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所
 - 五 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール(主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。)における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所
 - 六 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置
 - 七 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所
 - 八 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤
 - 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置
 - 十 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ(イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。)
 - 十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。第二十三条の九の四第二号及び第二十四条の五第九号において同じ。)
 - 十二 信号用中継交換機(電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号(以下単に「信号」という。)の交換を行う設備をいう。)の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置
- 2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行う場合における次の事項
 - イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの
 - (1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況及び中継系伝送路設備の異経路構成状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続
 - (2) 接続の請求(光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を除く。)を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続(当該請求に係る現用していない電気通信設備が

ないために当該請求に即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)

- (3) 光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続(当該請求に係る現用していない電気通信設備がないために当該請求に即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の手続と同一のもの

(4) 接続協定の締結及び解除の手続

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間(電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。)

ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間

- 一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項(前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。)

イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手続であつて、次に掲げる事項を含むもの

(1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) 特定接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続

(3) 特定接続に関する協定の締結及び解除の手続

ロ 特定接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間(電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。)

ハ 特定接続の請求の日から当該請求への回答を受け特定接続が開始される日までの標準的期間

- 一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第二条第二項第六号の二に規定する関門系ルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項

- 二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に関して行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答(当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。)を受ける手続(他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。)の手続を含む。)

- (3) 他事業者が工事又は保守を行う場合の手続
- (4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続
- ロ 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続に必要な装置の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)
- ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合にあつては、工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)
- ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額
 - (1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額
 - (2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額(合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額
- ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)
- ヘ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額
- ト その他他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件
- チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備(共同住宅等(一戸建て以外の建物をいう。)に設置される設備(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。)に限る。)を他事業者が利用する場合における次の事項
 - イ 他事業者が工事を行う場合の手続
 - ロ 他事業者が負担すべき金額
 - ハ その他他事業者が利用する場合の条件
- 四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤

の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)

五 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項(第二十三条の六第二号に定めるものを除く。)

六 重要通信の取扱方法

七 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式(光信号用の中継系伝送路設備については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の様式と同一のものとする。)

八 他事業者との協議が調わないときの法第一百五十四条第一項若しくは第一百五十七条第一項のあつせん又は法第一百五十五条第一項若しくは第一百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九 光信号端末回線伝送機能(第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表一の項に規定するものをいう。)であつて光信号分離装置(通信用建物外に設置されるものに限る。以下この号において同じ。)を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画(一の光信号分離装置に収容し得る光信号伝送用の回線(加入者側終端装置と接続するものに限る。以下この号において同じ。))を利用することができる区域で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設定するものをいう。)において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際現に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件

十 番号ポータビリティ機能(第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。)の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

十の二 特定の packets について優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下「優先 packets 機能」という。)に関する次の事項

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針(優先 packets 機能に係る通信量に関する基準を含む。)であつて、次の要件を満たすもの

(1) 通信の秘密の確保に支障がないこと。

(2) 当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

(3) その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

ロ 他事業者による優先 packets 機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該他事業者に情報の提供を求める場合における次の事項

(1) 情報の範囲

(2) 情報の提供を求める手続

十一 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十二 有効期間を定めるときは、その期間

- 3 前項第一号(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

○ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)抄

(遵守義務)

第三条 事業者は、機能ごとの接続料に関してこの省令を定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(機能)

第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分		内容	対象設備
一端 末回線 伝送機能	一般帯域 透過端末 回線伝送 機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。) (加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)
	特別帯域 透過端末 回線伝送 機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。)	
	帯域分割 端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。)	
	光信号端 末回線伝 送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)により通信を伝送する	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を

	機能	除く。)に限る。)
総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。)
その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。))を除く。)により通信を伝送する機能(総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。)(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。)
二 端 末系交 換機能	端末系ルータ交換機能	一般第一種指定收容ルータにより通信の交換を行う機能(この項の一般收容ルータ優先パケット識別機能を除く。)
	一般收容ルータ優先パケット識別機能	一般第一種指定收容ルータにおいて特定の packets を識別する機能
	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能(この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。)
	信号制御交換機能	第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号
		一般第一種指定收容ルータ
		第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。)

	により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能
優先接続機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能
番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ(利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。)を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接收容された固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能
加入者交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能
加入者交換機共用トランクポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定加入者交換機に收容する装置におい

		て、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
三 折返し通信路設定機能		端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に收容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能	Iインタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備
三の二 光信号電気信号変換機能		第一種指定市内交換局に設置される光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	光信号電気信号変換装置(第一種指定市内交換局に設置されるものに限る。)
三の三 光信号分離機能		第一種指定市内交換局に設置される光信号分離装置により利用者の電気通信設備の側に光信号の分離を行う機能	光信号分離装置
四 市内伝送機能		第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備(第一種指定中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)及び第一種指定中継交換機(第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。)
五 中継系交換機能	関門系ルータ交換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	関門系ルータ
	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能(この項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。)	第一種指定中継交換機(第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ間に設置される伝送装

	中継交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定中継交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	置等を含む。)
	中継交換機共用トランクポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定中継交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
五の二	音声パケット変換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	メディアゲートウェイ
六 中継伝送機能	中継伝送共用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)により通信を伝送する機能(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能を除く。)	第一種指定中継系伝送路設備等であって、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置されるもの(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)及び第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの(第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)
	中継伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)により通信を伝送する機能と同等のもので、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能	

	中継交換機接続伝送専用機能	第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備(第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能(中継伝送専用機能を除く。)	
	一般光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等(波長分割多重装置を含む。))を除く。)に限る。)により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等(波長分割多重装置を含む。))を除く。)に限る。)
	特別光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む。)に限る。)により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む。)に限る。)
六の二	一般中継系ルータ交換伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等(関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、関門系ルータ又はメディアゲートウェイと関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定收容ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う機能(特定の packets について優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。)	一般第一種指定中継系ルータ設備等
	特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定收容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信

		設備(交換設備を除く。)
六の三 イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及び当該イーサネットスイッチに係る伝送路設備
七 通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能(第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。)	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び当該交換等設備に係る伝送路設備
七の二 データ伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	セルリレー装置及び当該セルリレー装置に係る伝送路設備
八 信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
九 SIPサーバ機能	一般第一種指定收容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	一般第一種指定收容ルータと連携するSIPサーバ
十 番号案内機能	電気通信番号の案内を行う機能	番号案内データベース及び番号案内装置
十一 削除		
十二 公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機
十三 端末間伝送等機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられている設備
十四 クロック提供機能	クロック提供装置によりクロック(電気通信設備間における電気通信信号の同期をとるための信号)を提供する機	クロック提供装置

	能	
--	---	--

備考

- 一 表一の項の光信号端末回線伝送機能及び表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。
- 二 表二の項の加入者交換機能においては、次に掲げる機能を含むものとする。
 - イ 事業者が他の電気通信事業者の利用者料金を回収し、当該利用者料金から他の電気通信事業者が事業者を支払うべき接続料を相殺し精算している場合において、利用者料金と接続料とを分離して計算する機能
 - ロ 第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の交換設備との間の伝送路設備を用いて伝送することが困難な場合に第一種指定中継交換機を経由して当該第一種指定加入者交換機と当該他の電気通信事業者の交換設備との間で伝送を行うことを可能とする機能
- 三 表六の項の機能(中継伝送共用機能を除く。)は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとで区分を行うものとする。

(法第三十三条第五項の機能)

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能(以下「法第三十三条第五項の機能」という。)は、前条の表二の項(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。)、四の項、五の項(関門系ルータ交換機能を除く。)、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項の機能とする。

第四章 原価算定

(原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用)

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。)に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

(接続料の原価)

第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価は、第四条に規定する機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

- 一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能（法第三十三条第五項の機能を除く。）を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき。
- 二 前号以外の場合であって、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。
- 3 第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価（営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用）に対して営業費から接続会計規則 別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乗じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乗じた額を合算して算定することができる。

（第一種指定設備管理運営費の算定）

第九条 第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

- 2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則 別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、接続会計規則 別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基盤として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

（第一種指定設備管理運営費の算定の特例）

第十条 前条の規定にかかわらず、法第三十三条第五項の機能に係る設備以外の設備であつて、対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則 別表第二様式第四の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていない場合においては、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

第一種指定設備管理運営費＝第九条の規定により算定される当該機能と類似の機能（以下「類似機能」という。）に係る第一種指定設備管理運営費（減価償却費相当額を除く。）×対象設備等の取得固定資産価額/類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額＋（対象設備等の取得固定資産価額－対象設備等の残存価額）/法定耐用年数

- 2 前項の取得固定資産価額は、合理的な予測に基づき算定された対象設備等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等とする。
- 3 第一項の類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額は、接続会計規則 別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の取得価額を基礎として算定された額とする。

（他人資本費用）

第十一条 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝第四条に規定する機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利率

2 第四条に規定する機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

第四条に規定する機能に係るレートベース＝(対象設備等の正味固定資産価額×(1+繰延資産比率+投資等比率+貯蔵品比率)+運転資本)×原価の算定期間

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則 別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則 別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則 別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産(第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。)の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則 別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)」とあるのは「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。)」と読み替えるものとする。

運転資本＝対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)×(第四条に規定する機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数/三百六十五日)

6 第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

7 第一項の他人資本利率は、社債及び借入金(以下「有利子負債」という。)に対する利率並びに有利子負債以外の負債の利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

8 前項の有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

9 第七項の有利子負債以外の負債に対する利率相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

(自己資本費用)

第十二条 第四条に規定する機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。自己資本費用＝当該機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

2 前項の自己資本比率は、一から前条第一項の他人資本比率を差し引いたものとする。

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下同じ。))の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

- 4 第三項の β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。
- 5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

（調整額）

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

- 一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝0

- 二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合であって前号に掲げる場合以外の場合（原価の算定期間が一年を超える場合に限る。）及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が1年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）＋当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）－当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

- 三 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）

調整額＝0

- 四 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価の算定期間が一年を超える場合に限る。）である場合（第二号に該当する場合を除く。）

調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額－当該機能に係る前算定期間の調整額

- 五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価を算定する場合

調整額＝0

- 六 前各号に掲げる場合以外の場合

調整額＝当該機能に係る前々算定期間における費用＋当該機能に係る前々算定期間における調整額－当該機能に係る前々算定期間における接続料に係る収入

- 2 前項の費用は、第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税 = (自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率)) × 利益対応税率

2 前項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

(接続料設定の原則)

第十四条 接続料は、第四条に規定する機能ごとに、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない。

2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

(利用者料金との比較による接続料の水準の調整)

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合(第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。)は、この省令の他の規定(第三条ただし書の規定を除く。)により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

(端末系交換機能等の接続料)

第十五条

1・2 (略)

3 第四条の表二の項(一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。)、六の二の項(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に限る。)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

- 2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもって設定するものとする。
- 3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもって設定するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)が零である場合にあっては、第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

(端末間伝送等機能に係る接続料)

第十八条 第四条の表十三の項の機能に係る接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金と同様の単位を基本として設定するものとする。

(通信量等の記録)

第十九条

1～5 (略)

(接続料の再計算の期間)

第二十条 法第三十三条第十四項 の総務省令で定める期間は一年間とする。

(接続料の再計算)

第二十一条 事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては再計算後直ちに、その他の機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。)に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

○ 電気通信事業法関係審査基準(平成十三年一月六日 総務省訓令第七十五号)抄

第九章 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は接続協定の認可・変更の認可

(趣旨)

第14条 法第33条第2項の規定による第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は法第33条第10項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(審査基準)

第15条 認可は次の各号(協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。)のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 法第33条第4項第1号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

ア 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件

イ 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条で定める機能ごとの接続料

ウ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

オ 施行規則第23条の4第2項で定める事項

(2) 法第33条第4項第2号関係

接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

(3) 法第33条第4項第3号関係

接続の条件が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利でないこと。

(4) 法第33条第4項第4号関係

特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○ 接続に関する議事手続規則(平成二十年 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第六号)抄

(目的)

第一条 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(以下「部会」という。)が、電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関する事項の調査審議を行う場合の議事の手続については、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則(平成十五年郵政行政審議会決定第一号。以下「議事規則」という。)を準用するほか、この規則の定めるところによる。

(接続に関する総務省令の制定等及び第一種指定電気通信設備に関する処分等の調査審議)

第二条 部会長は、次に掲げる事項の調査審議を行う場合は、議事規則第四条の規定による意見の聴取を行わなければならない。ただし、軽微な案件であつて、部会が意見の聴取を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- 一 接続に関する総務省令の制定、変更又は廃止
 - 二 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の指定
 - 三 第一種指定電気通信設備に関する接続約款に関する認可
 - 四 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続協定(裁定によって定められた接続料及び接続の条件によるものを除く。)に関する認可
 - 五 第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画の変更の勧告
- 2 部会長は、前項の規定により意見を聴取しようとするときは、意見の提出期限の二週間前までに、次に掲げる事項(前項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項の調査審議を行う場合その他部会長が再意見を聴取しないことについて適当と認める場合にあっては、第三号に掲げる事項を除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公告しなければならない。
- 一 総務省令案、指定案、接続約款案、接続協定案又は勧告案並びに接続料の算出の根拠に関する説明その他案の理由又は根拠を記載した書類
 - 二 意見の提出先及び提出期限
 - 三 再意見(他の利害関係人が提出した意見に対する意見をいう。以下同じ。)の提出先及び提出期限
- 3 部会長は、前項の規定により公告する事項を総務省ホームページへの掲載、事業者団体への通知、報道発表その他の方法により周知に努めなければならない。
- 4 意見又は再意見を提出しようとする者は、別記様式の意見書又は再意見書に、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を添えて行うことができる。
- 5 部会長は、意見書及び再意見書を公衆の閲覧に供しなければならない。
- 6 部会長は、意見の提出期限から再意見の提出期限までは、相当な期間をおかななければならない。
- 7 部会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見及び再意見を参考としなければならない。

(答申)

第三条 電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関する事項についての答申書は、結論の理由並びに参考とした資料に対する判断及びその理由の要旨を付記するものとする。